

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果は下記に示すとおりである。なお、対象事業実施区域を含む市町村は、長野県内で大鹿村、松川町、豊丘村、喬木村、飯田市、高森町、阿智村、南木曾町の1市3町4村となる。

4-1 地域特性の概要

長野県は、本州の中央部に位置し、北は新潟県、東は埼玉県と群馬県、南は山梨県、静岡県、愛知県、西は岐阜県と富山県の合計8県に接している。一級河川としては、諏訪湖を源とし県中央部を流れる天竜川や県西部を流れる木曾川が南に流れ太平洋に注いでおり、千曲川と犀川の2川が合流して北に流れ信濃川となって日本海に注いでいる。同様に、青木湖の北を源とする姫川も山間部を北流し、日本海に注いでいる。なお、長野県に二級河川はない。地形は、総称して日本アルプスと呼ばれる標高3,000m級の山々が重なり合い、四方を囲んでいる。これらの山岳は諸河川の源をなしており、県内の平地は諸川の流域にあって、千曲川流域の佐久平と善光寺平、犀川流域の松本平、木曾川流域の木曾谷、天竜川流域の伊那谷、諏訪湖を中心とする諏訪盆地等、およそ6つの地域に分かれている。

県内の総面積は、約13,562km²であり、このうち土地利用基本計画の区分として、都市地域が25.9%、農業地域が34.2%、森林地域が78.2%、自然公園地域が20.5%、自然保全地域が0.1%となっている（重複する地域があるため、合計面積は県土の面積とは一致しない）。

長野県の気候は、全県的に日較差と年較差が海岸地方に比べ大きく、湿度が低い内陸性気候となっている。冬季は北部では季節風の影響で雪の日が多く、中部や南部の平地では空気が乾燥し、晴天が多くなる。また、夏季は海岸地方と同じかそれ以上の暑さとなる。飯田特別地域気象観測所の観測によると、年平均気温が約13℃、月別には約1℃～約25℃で変化し、1月が最も気温が低く、8月が最も気温が高くなる。年間降水量は、約1,700mmであり、国内の年平均降水量と同程度である。月別の降水量は7月が最も多く、次いで6月、5月となっている。一方、降水量が最も少ないのは12月であり、次いで1月、11月となっている。

人口は、平成22年10月現在、約2,153千人であり前年と比較すると約0.4%減少している。市町村別に見ると長野市が約382千人で最も多く、次いで松本市が約243千人、上田市が約160千人となっており、これら3市で県内人口の36%を占めている。

産業別の就業者数は、第3次産業が最も多く約57%、第2次産業が約31%、第1次産業が約11%となっている。第3次産業については、全国平均より就業者の割合が低く、第1次産業及び第2次産業は全国平均に比べて高い割合となっている。

長野県内には、中部山岳、上信越高原、秩父多摩甲斐、南アルプスの4つの国立公園、八ヶ岳中信高原、天竜奥三河、妙義荒船佐久高原の3つの国定公園、中央アルプス、御岳、三峰川水系、塩嶺王城、聖山高原、天竜小渋水系の6つの県立自然公園がある。また、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等はないものの、長野県自然環境保全条例に基づき8地域約790haの自然環境保全地域（うち、4地区約30haの野生動植物保護地区）及び36地域約4,045haの郷土環境保全地域が指定されている。また、長野県水環境保全条例に基づき、40地区約3,703haの水道水源保全地区が指定されている。また、風致地区内における建築物等の規制に関する条例に基づき、24地区4,192haの風致地区が決定されている。

また、地域の特性として、フォッサマグナ及び中央構造線による複雑な地形地質に加え、日本海型と太平洋型の両方の気候の影響を受けるという多様な環境条件があることから、長野県は豊かな自然環境を有し、生物多様性が豊富な地域である。

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象

長野県は海岸から遠く離れた内陸に位置していることから、全県的に気温の日較差、年較差が海岸地方に比べて大きく、湿度が低い内陸特有の気候が明瞭となっている。

また、長野県は3,000m前後の山脈に囲まれているので、盆地では風が弱くなっており、内陸は空気が清浄で雲ができにくいため、日照時間は全国的にみても多くなっている。

対象事業実施区域及びその周囲⁽¹⁾には、飯田特別地域気象観測所、南木曾地域気象観測所、及び大鹿地域雨量観測所が存在する（摺古木山、網掛山にも存在するが、データに不足があるため利用しなかった）。

このうち、対象事業実施区域及びその周囲の気象官署である飯田特別地域気象観測所の過去10年間（平成13年～平成22年）の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速は、表4-2-1-1及び図4-2-1-1に示すとおりである。また、南木曾地域気象観測所の観測結果は表4-2-1-2及び図4-2-1-2に、大鹿地域雨量観測所の観測結果は表4-2-1-3及び図4-2-1-3に示すとおりである。

飯田特別地域気象観測所の年平均気温は13.1℃で、8月が25.3℃と最も高く、1月が0.8℃と最も低くなっている。年間降水量は1,676.1mmで、7月が246.2mmと最も多く、12月が69.4mmと最も少なくなっている。年平均湿度は68.9%で、10月が75.7%と最も高く、4月が60.5%と最も低くなっている。年間日照時間は2030.3時間で、8月が196.6時間と最も多く、11月が145.3時間と最も少なくなっている。年平均風速は2.2m/sで、3月と4月が2.7m/sと最も強く、10月が1.7m/sと最も弱くなっており、年間を通して見ると、春先に強い傾向を示している。

南木曾地域気象観測所の年平均気温は11.5℃で、8月が23.5℃と最も高く、1月が-0.8℃と最も低くなっている。年間降水量は2,395.1mmで、7月が362.4mmと最も多く、11月が113.0mmと最も少なくなっている。年間日照時間は1563.1時間で、8月が173.1時間と最も多く、12月が89.6時間と最も少なくなっている。年平均風速は0.7m/sで、4月が1.0m/sと最も強く、7月が0.6m/sと最も弱くなっており、年間を通して見ると、春先に強い傾向を示している。

大鹿地域雨量観測所の年間降水量は1,632.7mmで、7月が236.0mmと最も多く、1月が68.5mmと最も少なくなっている。

図面集 [図-1 気象観測地点及び大気質測定地点図]

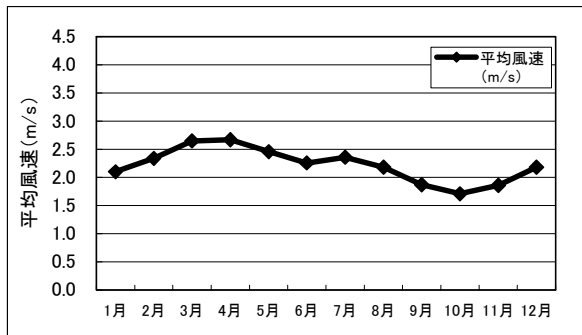
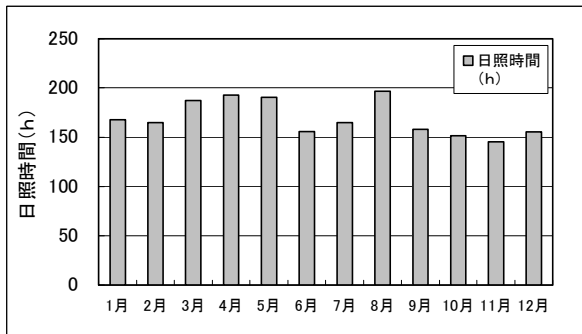
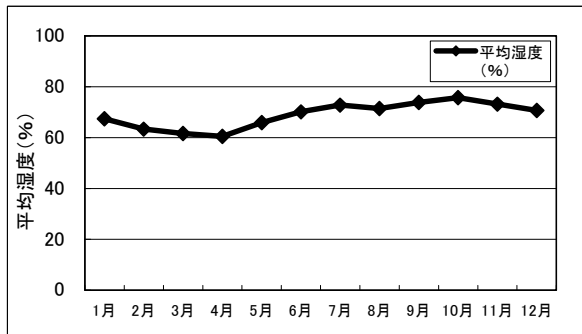
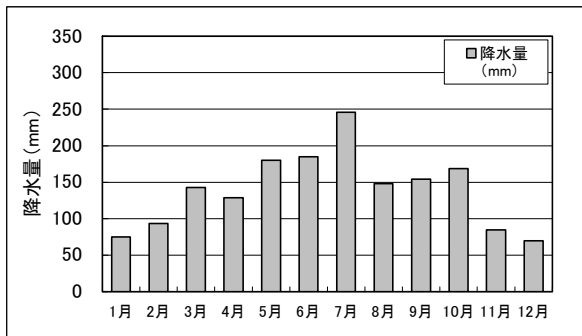
⁽¹⁾ 「対象事業実施区域及びその周囲」：図面集（5万分の1）図面の範囲内で、対象事業実施区域に掛かる関係市町村が表示されている範囲。

表 4-2-1-1 気象概況（飯田特別地域気象観測所 平成13年～平成22年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (°C)	0.8	2.8	5.9	12.0	16.8	20.9	24.5	25.3	21.7	14.9	8.3	3.4	13.1
降水量 (mm)	74.7	93.1	142.7	129.0	180.4	184.8	246.2	148.1	154.4	168.9	84.5	69.4	1676.1
平均湿度 (%)	67.4	63.4	61.7	60.5	65.9	70.2	72.8	71.5	73.8	75.7	73.2	70.7	68.9
日照時間 (h)	167.7	164.8	187.1	192.8	190.6	155.9	164.7	196.6	158.0	151.6	145.3	155.2	2030.3
平均風速 (m/s)	2.1	2.3	2.7	2.7	2.5	2.3	2.4	2.2	1.9	1.7	1.9	2.2	2.2

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成23年6月現在、気象庁ホームページ）



注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成23年6月現在、気象庁ホームページ）

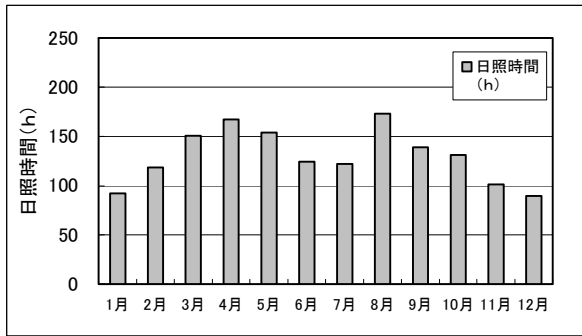
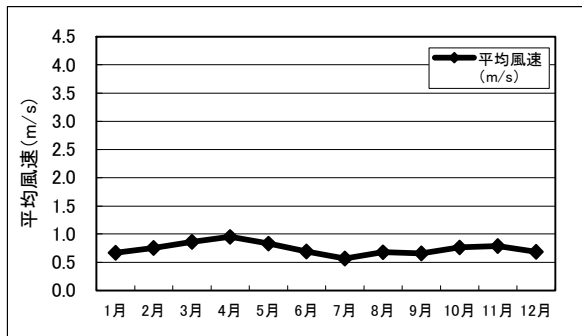
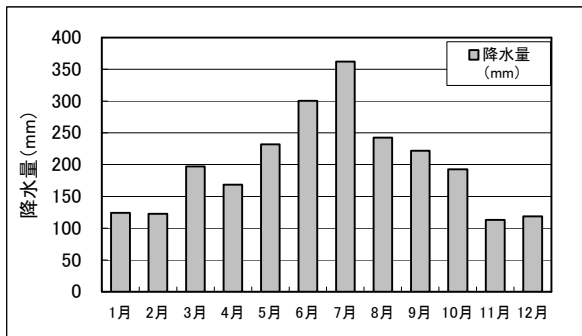
図 4-2-1-1 気象概況（飯田特別地域気象観測所 平成13年～平成22年）

表 4-2-1-2 気象概況（南木曽地域気象観測所 平成13年～平成22年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (°C)	-0.8	0.9	4.4	10.4	15.3	19.3	22.6	23.5	20.3	13.7	7.2	1.8	11.5
降水量 (mm)	124.1	122.5	197.1	168.4	231.6	300.5	362.4	242.6	221.8	192.6	113.0	118.8	2395.1
日照時間 (h)	92.3	118.5	150.8	167.3	154.0	124.2	122.2	173.1	138.9	131.0	101.2	89.6	1563.1
平均風速 (m/s)	0.7	0.8	0.9	1.0	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成23年6月現在、気象庁ホームページ）



注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成23年6月現在、気象庁ホームページ）

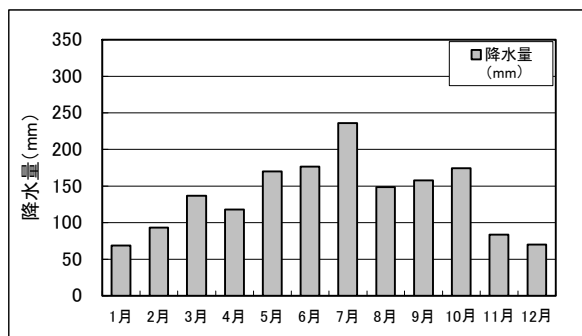
図 4-2-1-2 気象概況（南木曽地域気象観測所 平成13年～平成22年）

表 4-2-1-3 気象概況（大鹿地域雨量観測所 平成13年～平成22年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
降水量 (mm)	68.5	93.3	137.0	117.9	170.1	176.6	236.0	148.5	157.9	174.3	83.3	69.6	1632.7

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成23年6月現在、気象庁ホームページ）



注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成23年6月現在、気象庁ホームページ）

図 4-2-1-3 気象概況（大鹿地域雨量観測所 平成13年～平成22年）

(2) 大気質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲には、飯田市に一般環境大気測定局（以下、一般局とする）、及び自動車排出ガス測定局（以下、自排局とする）がそれぞれ1局存在する。

これらの測定局等における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びダイオキシン類の測定結果及び経年変化は、表 4-2-1-4～表 4-2-1-8 及び図 4-2-1-4～図 4-2-1-8 に示すとおりである。なお、一酸化炭素は、対象事業実施区域及びその周囲において測定が行われていない。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、過去5年間のうち観測された全結果について、環境基準を満たしている。光化学オキシダントは、過去5年間のうち測定された全結果について、環境基準を満たしていない。

なお、有害大気汚染物質は、対象事業実施区域及びその周囲においては測定が行われていない。また、降下ばいじんは長野県では測定が行われていない。

図面集 [図-1 気象観測地点及び大気質測定地点図]

表 4-2-1-4 二酸化硫黄の測定結果

(単位；ppm)

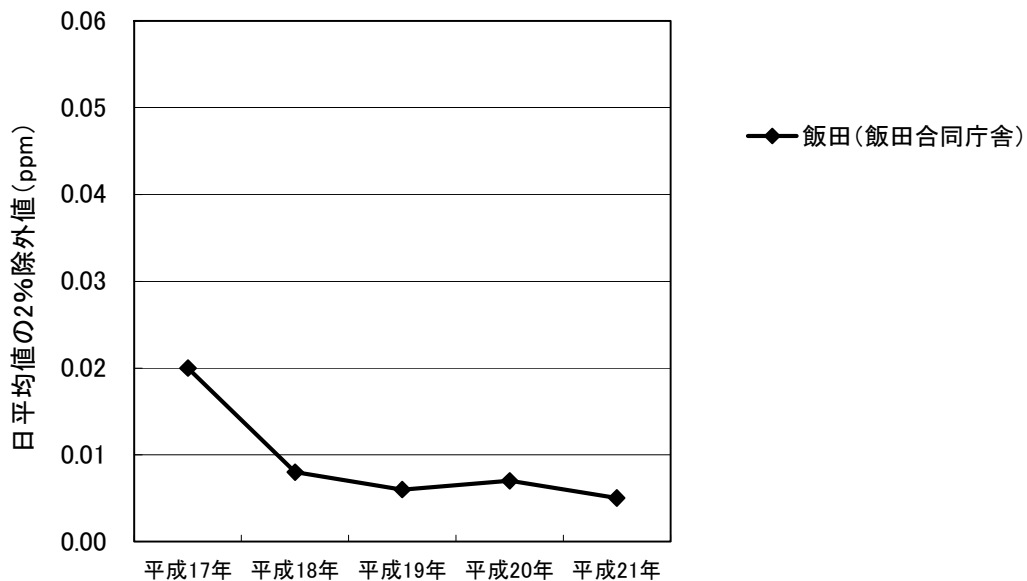
No.	区分	市町村	測定局名	項目	測定年度				
					平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大一1	一般局	飯田市	飯田 (飯田合同庁舎)	年平均値	0.007	0.004	0.003	0.003	0.002
				日平均値	0.020	0.008	0.006	0.007	0.005
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成23年6月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)



資料：「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成23年6月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)

図 4-2-1-4 二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 4-2-1-5 二酸化窒素の測定結果

(単位 ; ppm)

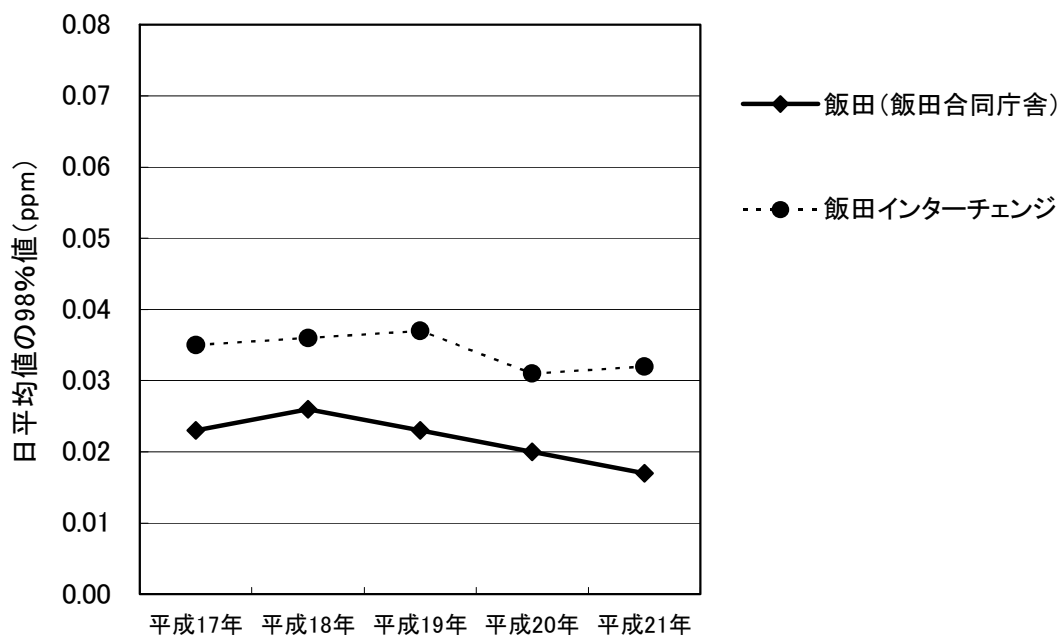
No.	区分	市町村	測定局名	項目	測定年度				
					平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大一1	一般局	飯田市	飯田 (飯田合同庁舎)	年平均値	0.010	0.011	0.009	0.008	0.007
				日平均値	0.023	0.026	0.023	0.020	0.017
				適合状況	○	○	○	○	○
大自1	自排局	飯田市	飯田インターチェンジ	年平均値	0.020	0.021	0.021	0.018	0.017
				日平均値	0.035	0.036	0.037	0.031	0.032
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間98%値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

資料 : 「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成 23 年 6 月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)



資料 : 「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成 23 年 6 月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)

図 4-2-1-5 二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-6 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位 ; mg/m³)

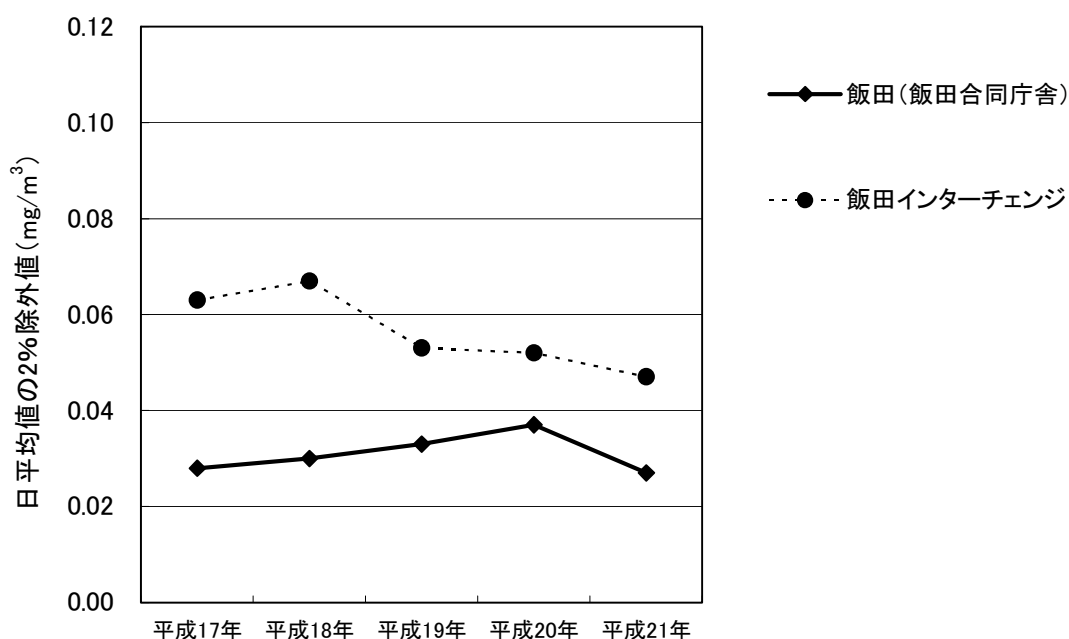
No.	区分	市町村	測定局名	項目	測定年度				
					平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大一1	一般局	飯田市	飯田 (飯田合同庁舎)	年平均値	0.009	0.010	0.012	0.014	0.011
				日平均値	0.028	0.030	0.033	0.037	0.027
				適合状況	○	○	○	○	○
大自1	自排局	飯田市	飯田インターチェンジ	年平均値	0.025	0.027	0.025	0.029	0.026
				日平均値	0.063	0.067	0.053	0.052	0.047
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成23年6月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)



資料：「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成23年6月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)

図 4-2-1-6 浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

表 4-2-1-7 光化学オキシダントの測定結果

(単位 ; ppm)

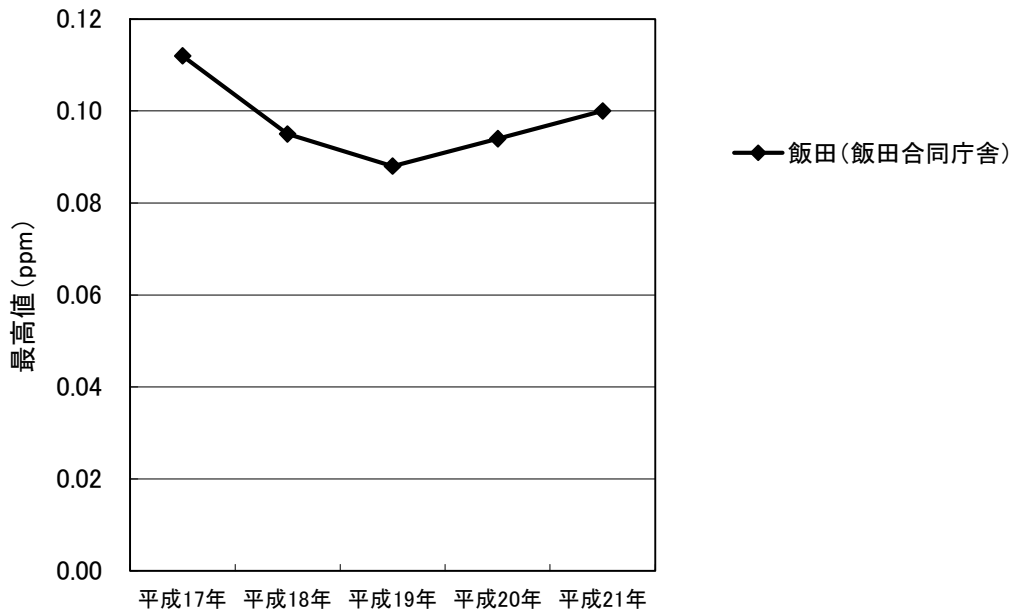
No.	区分	市町村	測定局名	項目	測定年度				
					平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大一1	一般局	飯田市	飯田 (飯田合同庁舎)	年平均値	0.030	0.025	0.026	0.030	0.030
				最高値	0.112	0.095	0.088	0.094	0.100
				適合状況	×	×	×	×	×

注1. 最高値は、昼間の1時間値の最高値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料 : 「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成23年6月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)



資料 : 「大気環境月間値・年間値データダウンロード」

(平成23年6月現在、独立行政法人国立環境研究所ホームページ)

図 4-2-1-7 光化学オキシダントの1時間最高値の経年変化

表 4-2-1-8 ダイオキシン類大気環境測定結果

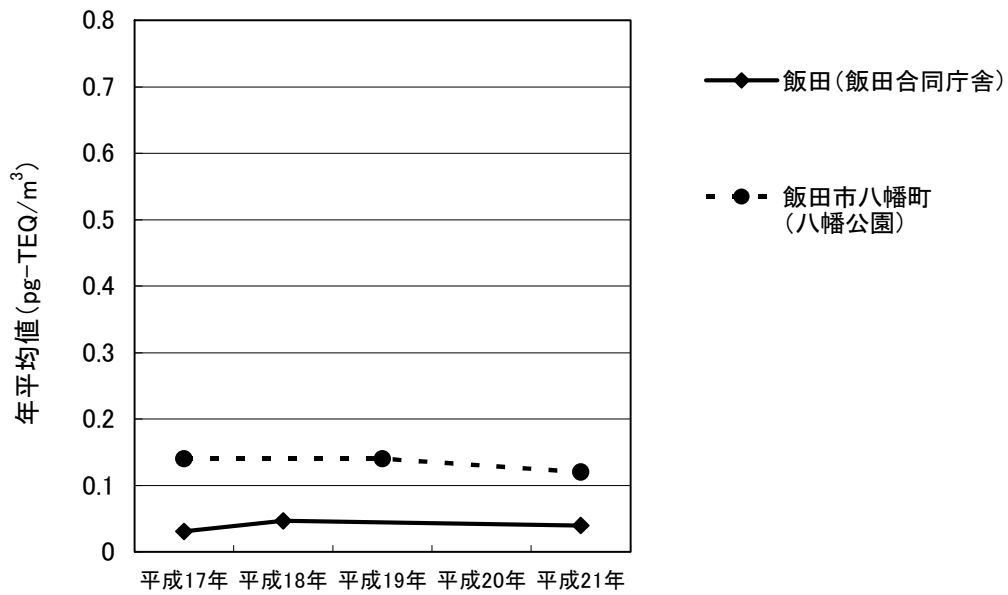
(単位 ; pg-TEQ/m³)

No.	区分	市町村	測定局名 調査地点	項目	測定年度				
					平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大一1	一般局	飯田市	飯田 (飯田合同庁舎)	年平均値	0.031	0.047	-	-	0.04
				適合状況	○	○	-	-	○
大ダ1	県測定	飯田市	飯田市八幡町 (八幡公園)	年平均値	0.14	-	0.14	-	0.12
				適合状況	○	-	○	-	○

注1. 年平均値とは、飯田合同庁舎は年4回の平均値、八幡公園は年1回の結果を示す。

注2. 適合状況は環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料 : 「長野県のダイオキシン類の調査結果」(平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ)



資料 : 「長野県のダイオキシン類の調査結果」(平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ)

図 4-2-1-8 ダイオキシン類大気環境経年変化

イ. 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準等は、表 4-2-1-9～表 4-2-1-12 に示すとおりである。
対象事業実施区域を含む周辺市町村では、NOx の総量規制地域等の指定はない。

表 4-2-1-9 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物質	環境基準	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値につき 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値につき 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値につき 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	

注1. 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としないものとする。

表 4-2-1-10 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)
(平成 13 年環境庁告示第 30 号)

物質	環境基準
ベンゼン	年間平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年間平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年間平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年間平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

表 4-2-1-11 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

表 4-2-1-12 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年環境庁告示第 33 号)

物質	基準値
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

ウ. 苦 情

長野県の大気汚染に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-13 に示すとおりである。苦情件数は 730 件であり、「個人（会社・事業所以外）」に対する苦情受理件数が最も多く、458 件となっており、会社・事業所関係に限ると、「建設業」、「製造業」が多く、それぞれ 101 件、49 件となっている。

表 4-2-1-13 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	6
林業	2
漁業	1
鉱業	1
建設業	101
製造業	49
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	1
運輸業	2
卸売・小売業	14
金融・保険業	1
不動産業	-
飲食店、宿泊業	4
医療、福祉	3
教育、学習支援業	2
複合サービス事業	1
サービス業(他に分類されないもの)	36
公務(他に分類されないもの)	2
分類不能の産業	7
個人（会社・事業所以外）	458
その他（会社・事業所以外）	11
不明（会社・事業所以外）	25
合計	730

資料：「平成 21 年度公害苦情調査結果報告書」

（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

(3)騒音

ア. 既存の測定結果

長野県では自動車交通騒音について、基準値を超える騒音に暴露される住居等の戸数やその割合を把握することによる面的評価を実施している。平成 21 年度の面的評価の騒音測定結果は表 4-2-1-14 に示すとおりである。これによると、飯田市において昼夜間とも環境基準を満たしているのは、全体で 4,232 戸中 3,875 戸 (92%) となっている。

また、県及び各市町村において、自動車騒音に係る環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況等の測定が行われている。対象事業実施区域及びその周囲の測定結果は表 4-2-1-15 に示すとおりである。これによると、測定地点 8 地点のうち 7 地点で昼夜とも環境基準を満たしている。

新幹線騒音については長野新幹線の沿線で測定されているが、対象事業実施区域及びその周囲での測定は行われていない。

図面集 [図-2 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図]

表 4-2-1-14 自動車騒音に係る環境基準の達成状況

地域	評価区間 延長 (km)	評価区間数	面的評価 (全体)				
			住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも 基準値以下 ① (戸)	昼のみ 基準値以下 ② (戸)	夜のみ 基準値以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値超過 ④ (戸)
飯田市	35	53	4,232	3,875 (91.6%)	10 (0.2%)	79 (1.9%)	268 (6.3%)

資料：「平成 21 年度 大気汚染等測定結果」(平成 22 年、長野県環境部水大気環境課)

表 4-2-1-15 自動車騒音の測定結果 (平成 21 年度)

No.	No.	測定地点の住所	路線名	用途地域	等価騒音 レベル (dB)		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
21	騒自1	飯田市上殿岡582-1	一般国道153号	近隣商業地域・商業地域	69	64	70	65
22	騒自2	飯田市松尾常盤台271	一般国道153号	近隣商業地域・商業地域	70	64		
42	騒自3	飯田市鼎名古熊	一般国道153号	その他	73	67	-	-
44	騒自4	飯田市上郷飯沼	一般国道153号	その他	67	62	-	-
43	騒自5	飯田市羽場坂町	一般国道256号	準工業・工業地域	66	61		
41	騒自6	飯田市上郷飯沼	一般県道市場桜町線	準工業・工業地域	68	61	70	65
45	騒自7	飯田市上郷黒田	一般県道飯島飯田線	第一種・第二種住居地域、準住居地域	<u>71</u>	64		
27	騒自8	南木曾町読書3671-3	一般国道19号	その他	74	73	-	-

注1. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。

注2. 騒自3, 4, 5, 6, 7は地点情報の詳細が不明のため、図面には表記しない。

資料：「平成 21 年度 大気汚染等測定結果」(平成 22 年、長野県環境部水大気環境課)

イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準等は、表 4-2-1-16～表 4-2-1-21 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域を含む市町村のうち、飯田市は騒音規制法に基づく規制区域に該当する。

図面集 [図-2 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図]

表 4-2-1-16(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

地域の類型	基準値		類型にあてはめる地域
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)	
AA	50dB 以下	40dB 以下	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下	
C	60dB 以下	50dB 以下	

- 注1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 注2. A を当てはめる地域は、専ら住民の用に供される地域とする。
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- 注3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
- 注4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 4-2-1-16(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 4-2-1-16(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。
- 注1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。
- 注2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 4-2-1-17 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)

地域の類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

- 備考1) Iをあてはめる地域は住居の用に供される地域とする。
 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
- 2) IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3) 測定は、原則として連続して通過する上下20本の列車について、騒音のピークレベルを読みとる。
- 4) 評価は、3のピークレベルのうちレベルの大きい上位半数のものをパワー平均して行う。

表 4-2-1-18 航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

- 備考1) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とする。
- 2) IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 3) WECPNL (加重等価騒音レベル) とは、航空機のうるささ指数を示す評価単位で、1日に受ける総エネルギーを示す (騒音を受ける感覚は時間帯により異なるので、機数に昼夜の荷重をつけ補正している)。
- 4) WECPNLの算出式 $WECPNL = dB(A) + 10 \log(Nd + 3Ne + 10Nn) - 27$
 dB(A) : 1日の全ての航空機騒音をパワー平均したもの
 Nd : 昼夜 (7~19時) の機数
 Ne : 夕方 (19~22時) の機数
 Nn : 夜間 (22~翌朝7時) の機数

表 4-2-1-19(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(平成 12 年県告示第 209 号)

区域の区分	昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
	1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3 b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

- 注1. 表中の区域の区分は以下のとおり。
- a区域 ; 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及びこれらの地域に相当する地域
- b区域 ; 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
- c区域 ; 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらの地域に相当する地域

表 4-2-1-19(2) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度（幹線交通を担う道路に近接する空間）

(平成 12 年県告示第 209 号)

昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
75dB	70dB

- 備考1) 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）をいう。
- 3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ・ 2車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 4-2-1-20 特定施設に係る騒音の規制基準

(昭和 50 年県告示第 97 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) 夕 (午後 6 時から午後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から翌日の午前 6 時まで)
	第 1 種区域	50dB	45dB
第 2 種区域	60dB	50dB	50dB
第 3 種区域	65dB	65dB	55dB
第 4 種区域	70dB	70dB	65dB

- 備考1) 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内の所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5dBを減じた値とする。

注1. 区域の区分は以下のとおり。

- 第1種区域；第一種低層住居専用地域、第二種住居専用地域及びこれらの地域に相当する地域
- 第2種区域；第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
- 第3種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域
- 第4種区域；工業地域及びこれらの地域に相当する地域

表 4-2-1-21 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(昭和 50 年県告示第 97 号)

規制区域等 特定建設 作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない時間 (夜間)		1 日における作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日 における 作業
		第 1 号 区域	第 2 号 区域	第 1 号 区域	第 2 号 区域	第 1 号 区域	第 2 号 区域	
1 くい打機等を使用する作業	85dB	午後 7 時 ～翌日午 前 7 時	午後 10 時～翌日 午前 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して 6 日を超え ないこと	禁止	
2 びょう打機を使用する作業								
3 さく岩機を使用する作業								
4 空気圧縮機を使用する作業								
5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業								
6 バックホウ、トラクターショ ベル、ブルドーザーを 使用する作業								
適用 除外	作業がその 作業を開始 した日に終 わるものを 除く。	A B C D E		A B		A B	A B C D E F	

備考1) 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2) 表中A～Fは次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D 道路法第34条（道路の占用許可）、第35条（協議）による場合
- E 道路交通法第77条第3項（道路の使用許可）、第80条第1項（協議）による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

注1. 区域の区分は以下のとおり。

第1号区域；第1種区域及び第2種区域

第2号区域；第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

ウ. 苦 情

長野県の騒音に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-22 に示すとおりである。苦情件数は180件であり、「個人（会社・事業所以外）」に対する苦情受理件数が最も多く、46件となっており、会社・事業所関係に限ると、「建設業」、「製造業」が多く、それぞれ31件、29件となっている。

表 4-2-1-22 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	5
林業	1
漁業	-
鉱業	3
建設業	31
製造業	29
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	4
卸売・小売業	8
金融・保険業	-
不動産業	1
飲食店、宿泊業	4
医療、福祉	3
教育、学習支援業	2
複合サービス事業	1
サービス業(他に分類されないもの)	17
公務(他に分類されないもの)	-
分類不能の産業	3
個人（会社・事業所以外）	46
その他（会社・事業所以外）	12
不明（会社・事業所以外）	10
合計	180

資料：「平成 21 年度公害苦情調査結果報告書」
（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

(4) 振 動

ア. 既存の測定結果

長野県では振動規制法により工場、建設作業及び自動車交通から発生する振動について住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域として、県知事により平成 21 年 4 月 1 日現在 17 市 3 町が指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲では、飯田市が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲において振動に関する測定は実施されていない。

イ. 振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等は、表 4-2-1-23～表 4-2-1-26 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域を含む市町村のうち、飯田市は振動規制法に基づく規制区域に該当する。

図面集 [図-3 振動に係る規制基準の区域指定の状況図]

表 4-2-1-23 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法施行規則第 12 条、別表第 2)
(昭和 52 年県告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 7 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から午前 7 時まで)
	第 1 種区域	65dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注1. 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第2種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらの地域に相当する地域

表 4-2-1-24 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

表 4-2-1-25 特定施設に係る振動の規制基準

(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)

(昭和 52 年県告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	(午前 7 時から午後 7 時まで)	(午後 7 時から午前 7 時まで)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

- 備考1) 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2) 第1種区域及び第2種区域に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5dBを減じた値とする。

注1. 区域の区分は以下のとおり。

- 第1種区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
- 第2種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらの地域に相当する地域

表 4-2-1-26 特定建設作業に係る振動の規制基準

(振動規制法施行規則第 11 条、別表第 1)

(昭和 52 年県告示第 683 号)

基準	振動の大きさ	作業ができない時間（夜間）		1 日における作業時間		同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75dB を超える大きさのものでないこと。	午後 7 時～翌日午前 7 時	午後 10 時～翌日午前 6 時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E		A B		A B	A B C D E F

備考1) 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。

2) 表中A～Fは次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D 道路法第34条（道路の占用許可）、第35条（協議）による場合
- E 道路交通法第77条第3項（道路の使用許可）、第80条第1項（協議）による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のための電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要のある場合

注1. 区域の区分は以下のとおり。

第1号区域；ア 第1種区域

イ 第2種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域；第2種区域のうち上記以外の区域

ウ. 苦 情

長野県の振動に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-27 に示すとおりである。苦情件数は8件であり、そのうち「建設業」に起因する苦情件数が最も多く、3件となっている。

表 4-2-1-27 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	3
製造業	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	1
卸売・小売業	-
金融・保険業	-
不動産業	-
飲食店、宿泊業	-
医療、福祉	-
教育、学習支援業	-
複合サービス事業	-
サービス業(他に分類されないもの)	2
公務(他に分類されないもの)	-
分類不能の産業	-
個人(会社・事業所以外)	-
その他(会社・事業所以外)	2
不明(会社・事業所以外)	-
合計	8

資料：「平成 21 年度公害苦情調査結果報告書」
(平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ)

(5) 悪 臭

ア. 既存の測定結果

悪臭に関する測定は、飯田市内の3事業所において実施されており、いずれも規制基準を満たしていた。

イ. 悪臭に係る規制基準等

悪臭に係る規制基準等は、表 4-2-1-28 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域を含む市町村のうち、飯田市は悪臭防止法に基づく規制区域に該当する。

表 4-2-1-28 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の排出濃度の規制基準

(悪臭防止法第4条、令1条、規制第1~4条)
(昭和50年長野県告示第114号)

1. 敷地境界線 (法第4条第1項第1号)

悪臭物質の名称	(単位: ppm)		悪臭物質の名称	第1地域	第2地域
	第1地域	第2地域			
アンモニア	2	5	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
メチルメルカプタン	0.004	0.01	イソブタノール	0.9	4
硫化水素	0.06	0.2	酢酸エチル	3	7
硫化メチル	0.05	0.2	メチルイソブチルケトン	1	3
トリメチルアミン	0.02	0.07	トルエン	10	30
二硫化メチル	0.03	0.1	キシレン	1	2
アセトアルデヒド	0.1	0.5	スチレン	0.8	2
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	ノルマル酪酸	0.002	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	ノルマル吉草酸	0.002	0.004
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	イソ吉草酸	0.004	0.01

2. 気体排出口 (法第4条第1項第2号)

悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量

3. 排出水 (法第4条第1項第3号)

(単位: mg/l)

排出量の流量区分 悪臭物質の名称	0.001以下		0.001超0.1以下		0.1超	
	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

注1. 排出量の流量区分の単位は (m³/秒)

注2. 第1地域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域
学校、病院の周辺の地域

第2地域: 1 工業地域及びこの地域に相当する地域

2 工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域

3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

ウ. 苦 情

長野県の悪臭に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-29 に示すとおりである。苦情件数は 294 件であり、「個人（会社・事業所以外）」に対する苦情件数が 149 件と最も多くなっている。会社・事業所関係に限ると、「製造業」に起因する苦情が最も多く、38 件となっている。

表 4-2-1-29 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	18
林業	-
漁業	1
鉱業	-
建設業	8
製造業	38
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	-
運輸業	-
卸売・小売業	1
金融・保険業	-
不動産業	-
飲食店、宿泊業	9
医療、福祉	2
教育、学習支援業	-
複合サービス事業	-
サービス業(他に分類されないもの)	7
公務(他に分類されないもの)	2
分類不能の産業	5
個人（会社・事業所以外）	149
その他（会社・事業所以外）	15
不明（会社・事業所以外）	38
合計	294

資料：「平成 21 年度公害苦情調査結果報告書」
（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水 象

対象事業実施区域及びその周囲では、主な河川として天竜川及び木曾川があげられる。

天竜川は、長野県諏訪湖にその源を発し、静岡県浜松市東部で遠州灘に注ぐ、延長 213km、流域面積 5,090km² の一級河川である。

木曾川は、長野県木曾郡木祖村の鉢盛山にその源を発し、木曾谷を中山道に沿って南南西に流下し、岐阜県で飛騨川などと合流し、愛知県犬山市で濃尾平野に出て南西に流下し、伊勢湾に注ぐ、延長 229km、流域面積 5,275km² の一級河川である。

対象事業実施区域及びその周囲には流量観測地点は存在しない。主な河川の対象事業実施区域の上流側及び下流側における流量観測結果は表 4-2-1-30 に示すとおりである。

表 4-2-1-30 流量観測結果（平成 21 年度）

測定年度	水域	河川名	地点名	所在地	平均流量 (m ³ /s)
2009	天竜川	天竜川	時又	長野県飯田市龍江 244-9	104.43
			宮ヶ瀬	長野県松川町生田	81.93

資料：「水文水質データベース」（平成 23 年 6 月現在、国土交通省河川局ホームページ）

(2) 水質（公共用水域・地下水）

ア. 既存の測定結果

7) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-31 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-32 に、ダイオキシン類測定結果は表 4-2-1-33 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する項目は、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）は4地点、浮遊物質（SS）は2地点、大腸菌群数は全地点において環境基準を満たしていない。人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、対象事業実施区域及びその周囲の全ての地点で環境基準を満たしている。

図面集 [図-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図]

表 4-2-1-31 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.		水生 1	水生 2	水生 3	水生 4	水生 5
水系		天竜川				木曾川
河川名		天竜川 (3)	小渋川	松川 (1)	松川 (2)	木曾川上流
類型		A	AA	AA	A	AA
測定地点		阿島橋	鹿塩川合流点上	妙琴橋	永代橋	三根橋
pH	最小～最大	7.7～8.8	6.3～8.5	6.1～7.8	6.0～7.5	7.0～7.9
DO (mg/l)	年平均値	11	10	11	10	11
	最小～最大	9.5～13	8.7～12	8.8～13	8.9～13	9.4～14
BOD (mg/l)	年平均値	0.8	0.5	0.5	0.8	0.6
	最小～最大	<0.5～1.5	<0.5～0.7	<0.5～0.7	<0.5～1.1	<0.5～0.8
	75%値	1.0	0.5	0.6	0.9	0.5
SS (mg/l)	年平均値	12	30	3	2	3
	最小～最大	2～31	<1～120	<1～13	<1～9	<1～17
大腸菌群数 (MPN/100ml)	年平均値	5,200	170	320	8,900	4,000
	最小～最大	330～24,000	14～500	2～1,300	790～24,000	170～23,000

注1. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。

資料：「平成 21 年度 水質測定結果」（平成 22 年、長野県環境部水大気環境課）

表 4-2-1-32 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.		水人 1	水人 2	水人 3
水系		天竜川		木曽川
河川名		天竜川 (3)	松川 (2)	木曽川上流
測定地点		阿島橋	永代橋	三根橋
カドミウム	mg/l	-	<0.001	<0.001
全シアン	mg/l	-	<0.1	<0.1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/l	-	<0.02	<0.02
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/l	-	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/l	-	-	-
PCB	mg/l	-	-	-
ジクロロメタン	mg/l	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/l	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/l	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/l	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/l	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/l	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/l	-	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	-	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	0.64	0.25
ふっ素	mg/l	-	0.09	0.11
ほう素	mg/l	-	<0.02	<0.02
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-

資料：「平成 21 年度 水質測定結果」（平成 22 年、長野県環境部水大気環境課）

表 4-2-1-33 ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）測定結果

（単位；pg-TEQ/l）

No.	区分	河川名	市町村	測定地点	項目	測定年度				
						平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
水ダ1	河川	松川	飯田市	妙琴橋	測定結果	-	0.065	-	-	-
					適合状況	-	○	-	-	-
水ダ2		木曽川	南木曽町	三根橋	測定結果	0.063	-	-	0.023	-
					適合状況	○	-	-	○	-

注 1. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は 1.0pg-TEQ/l 以下であること。

資料：「長野県のダイオキシン類の調査結果」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

イ) 地下水

対象事業実施区域及びその周囲の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は表 4-2-1-34 に、ダイオキシン類の測定結果は表 4-2-1-35 に示すとおりである。なお、表 4-2-1-35 に示す測定地点の位置は公表していない。

対象事業実施区域を含む周辺市町村⁽²⁾では、砒素の達成率が阿智村で 66.7%、テトラクロロエチレンの達成率が飯田市で 57.1%、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が豊丘村で 0.0%、喬木村で 50.0%、高森村で 0.0%、飯田市で 75.0%、阿智村で 66.7%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。

表 4-2-1-34 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 21 年度）

調査項目	大鹿村		松川町		豊丘村		喬木村		高森町		飯田市		阿智村		南木曾町		合計	
	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数
カドミウム	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
全シアン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
鉛	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
六価クロム	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
砒素	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	66.7%	3	100.0%	1	85.7%	7
総水銀	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
アルキル水銀	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
P C B	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
ジクロロメタン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
四塩化炭素	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
塩化ビニルモノマー	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
1,2-ジクロロエタン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
1,1-ジクロロエチレン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	7	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	11
シス-1,2-ジクロロエチレン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	7	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	11
1,1,1-トリクロロエタン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	7	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	11
1,1,2-トリクロロエタン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
トリクロロエチレン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	7	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	11
テトラクロロエチレン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	57.1%	7	100.0%	2	100.0%	1	72.7%	11
1,3-ジクロロプロペン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
チウラム	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
シマジン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
チオベンカルブ	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
ベンゼン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
セレン	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100.0%	1	-	0	0.0%	4	50.0%	4	0.0%	2	75.0%	4	66.7%	6	100.0%	1	50.0%	22
ほう素	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
ほう素	100.0%	1	-	0	-	0	-	0	-	0	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	6
1,4-ジオキサン	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0

資料：「平成 21 年度 水質測定結果」（平成 22 年、長野県環境部水大気環境課）

表 4-2-1-35 ダイオキシン類地下水測定結果

(単位；pg-TEQ/l)

区分	市町村	測定地点	項目	測定年度				
				平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
地下水	豊丘村	湧水	測定結果	-	-	-	-	0.024
			適合状況	-	-	-	-	○
	阿智村	横川飲料水供給施設	測定結果	0.089	-	-	-	-
			適合状況	○	-	-	-	-

注1. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は 1.0pg-TEQ/l 以下であること。

資料：「長野県のダイオキシン類の調査結果」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

⁽²⁾ 「対象事業実施区域を含む周辺市町村」：対象事業実施区域で示されている区域が掛かる関係市町村の全域。

イ. 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準等は、表 4-2-1-36～表 4-2-1-41 に示すとおりである。

表 4-2-1-36 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/1 以上	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水道2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水道3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下

表 4-2-1-37 水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

類型	利用目的の適応性	水域名（範囲）
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	小渋川（全域） 松川（1）（松川妙琴橋より上流） 木曽川上流（落合ダムより上流）
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	松川（2）（松川妙琴橋より下流） 天竜川（3）（宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点まで）
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	—
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	—
E	工業用水3級 環境保全	—

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1-38 人の健康の保護に関する環境基準

(公共用水域：昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

(地下水：平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目	区分	公共用水域	地下水
カドミウム		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
全シアン		検出されないこと	検出されないこと
鉛		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
六価クロム		0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下
砒素		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
総水銀		0.0005mg/1 以下	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
PCB		検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン		0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
四塩化炭素		0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
塩化ビニルモノマー		—	0.002mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/1 以下	0.004mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/1 以下	0.1mg/1 以下
1,2-ジクロロエチレン		—	0.04mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/1 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン		0.03mg/1 以下	0.03mg/1 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
チウラム		0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
シマジン		0.003mg/1 以下	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ		0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
ベンゼン		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
セレン		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/1 以下	10mg/1 以下
ふっ素		0.8mg/1 以下	0.8mg/1 以下
ほう素		1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン		0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4-2-1-39 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

(平成 11 年環境省告示第 68 号)

媒体	基準値
水質	1pg-TEQ/1 以下

表 4-2-1-40 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(昭和 46 年総理府令第 35 号)

有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l
シアン化合物	1mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/l
鉛及びその化合物	0.1mg/l
六価クロム化合物	0.5mg/l
砒素及びその化合物	0.1mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l
トリクロロエチレン	0.3mg/l
テトラクロロエチレン	0.1mg/l
ジクロロメタン	0.2mg/l
四塩化炭素	0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
チウラム	0.06mg/l
シマジン	0.03mg/l
チオベンカルブ	0.2mg/l
ベンゼン	0.1mg/l
セレン及びその化合物	0.1mg/l
ほう素及びその化合物	10mg/l（海域以外） 230mg/l（海域）
ふっ素及びその化合物	8mg/l（海域以外） 15mg/l（海域）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l（アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素）

注1.「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

有害物質以外の項目

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外の公共用水域に排出されるもの) 5.0以上9.0以下 (海域に排出されるもの)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120) mg/l
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120) mg/l
浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均150) mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/l
フェノール類含有量	5mg/l
銅含有量	3mg/l
亜鉛含有量	2mg/l
溶解性鉄含有量	10mg/l
溶解性マンガン含有量	10mg/l
クロム含有量	2mg/l
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/l
燐含有量	16 (日間平均8) mg/l

表 4-2-1-41(1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(昭和 48 年公害の防止に関する条例第 16 条別表第 1)

1 有害物質に関する項目

区 分	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	適 用 水 域
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	0.05 mg/l	0.5 mg/l	0.3 mg/l	0.003 mg/l	県の区域に属する公共用水域

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和 54 年 10 月 31 日において既に設置され、又は設置の工事が行われている 1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一つの施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている 1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。
ただし、当該施設が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設となった際に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

2 生活環境に関する項目

(1) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量

号番号	区 分 業種別	50m ³ /日未満のもの				500m ³ /日以上のもの			適 用 水 域
		pH	銅 mg/l	亜鉛 mg/l	クロム mg/l	銅 mg/l	亜鉛 mg/l	クロム mg/l	
1-2	畜産農業 (1) 豚房施設 (豚房の総面積が 250 m ² 以上のものに限る。) (2) 牛房施設 (牛房の総面積が 500 m ² 以上のものに限る。)	5.8~8.6	—	—	—	—	—	—	県の区域に属する公共用水域
26	無機顔料	5.8~8.6	3	5	2	2	備考 1	1	
27	その他の無機化学工業								
47	医薬品								
49	農薬								
52	皮革								
53	ガラス製品								
58	窯業原料								
61	鉄鋼								
62	非鉄金属								
63	金属製品機械器具								
65	酸・アルカリ表面処理								
66	電気めっき								
諏訪湖水域において昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置されている施工令別表第 1 の 1、1 の 2、11、12、18 の 2、18 の 3、19、20、21、21 の 2、21 の 3、21 の 4、22、23、23 の 2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51 の 2、51 の 3、54、55、56、57、59、60、63 の 2、64、64 の 2、66 の 2、66 の 3、66 の 4、66 の 5、66 の 6、66 の 7、67、68、68 の 2、69 の 2、69 の 3、70、70 の 2、71、71 の 2、71 の 3、71 の 4、71 の 5、71 の 6、73 又は 74 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場									—

備考

- 亜鉛の適用基準は 26 ページを参照
- 諏訪湖水域における工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乗せ排水基準については、昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置された工場又は事業場 (昭和 48 年 6 月 23 日において既に着工されていたものを除く。) に係る排水について適用する。

表 4-2-1-41(2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(昭和 48 年公害の防止に関する条例第 16 条別表第 1)

(2) BOD (COD)、SS 等

区 分	排水量	項 目 及 び 許 容 限 度						適用水域
		BOD (COD) (mg/l)		SS (mg/l)		大腸菌群数 (個/cm ³)		
		最大	日間平均	最大	日間平均			
1	下記以外の業種*	10 m ³ 以上 50 m ³ 未満	60	40	90	60	—	県の区域 に属する 公共水域
		50 m ³ 以上	30	20	50	30	—	
2	寒天製造業 清酒製造業	10 m ³ 以上	60	40	90	60	—	
3	畜産農業 (豚房の総面積が 250m ² 以上及び 牛房の総面積が 500 m ² 以上のも のに限る。)	10 m ³ 未満	160	120	200	150	3,000	
		10 m ³ 以上 500 m ³ 未満	160	120	85	70	3,000	
		500 m ³ 以上	30	20	50	30	—	

備考

- 1 BOD (生物化学的酸素要求量) に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について、COD (化学的酸素要求量) に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 工場又は事業場がこの表の区分欄の 2 以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

注 1 下記以外の業種*

- ・施工令別表第 1 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場。ただし 1 の 2 に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。
- ・湖沼法施工令で湖沼特定施設とみなされるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有する病院及びし尿処理浄化槽を有する工場若しくは事業場を含む。

表 4-2-1-41(3) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(昭和 48 年公害の防止に関する条例第 16 条別表第 1)

(3) 窒素、燐

上段の数字は最大値、下段 () 内の数字は日間平均値を示す。

号 番 号	区 分	項 目	既 設				新 設							
			20m ² /日以上50m ² /日未満		50m ² /日以上500m ² /日未満		500m ² /日以上		20m ² /日以上50m ² /日未満		50m ² /日以上500m ² /日未満		500m ² /日以上	
			窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐
		業種	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	mg/1	
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 18-2		畜産食品 水産食品 (天然寒天製造業を除く) 保存食品 みそ・しょう油 小麦粉 砂糖 製あん 米菓・こうじ 飲料・肥料 動物油脂 イースト でんぷん ぶどう糖 めん類 とうふ インスタントコーヒー 冷凍調理食品												
3		天然寒天製造業	30 (15)	6 (3)	30 (15)	6 (3)	30 (15)	6 (3)	20 (10)	4 (2)	20 (10)	4 (2)	20 (10)	4 (2)
63 65 66		金属製品製造業 機械器具製造業 酸アルカリ表面処理 電気めっき	50 (25)	6 (3)	40 (20)	5 (2.5)	30 (15)	4 (2)	40 (20)	4 (2)	30 (15)	3 (1.5)	20 (10)	2 (1)
66-2 66-3 66-4 66-5 66-6 66-7 68-2		旅館業 共同調理場 弁当仕出屋 飲食店 そば・うどん 料亭・パ 病	40 (20)	6 (3)	35 (17.5)	5 (2.5)	30 (15)	4 (2)	30 (15)	5 (2.5)	25 (12.5)	4 (2)	20 (10)	3 (1.5)
72 73		し尿処理 (し尿浄化槽を除く) 下水道終末処理	40 (20)	4 (2)	40 (20)	4 (2)	40 (20)	4 (2)	30 (15)	3 (1.5)	30 (15)	3 (1.5)	30 (15)	3 (1.5)
72		し尿浄化槽	50 (25)	6 (3)	50 (25)	6 (3)	50 (25)	6 (3)	40 (20)	4 (2)	40 (20)	4 (2)	40 (20)	4 (2)
		上記以外の施工令別表第 1 に掲げる特定施設	30 (15)	5 (2.5)	20 (10)	4 (2)	15 (7.5)	3 (1.5)	20 (10)	4 (2)	15 (7.5)	3 (1.5)	10 (5)	2 (1)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)をいう。
- 「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日以降において設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)をいう。
- 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(施工令別表第1の72、73、指定湖沼において湖沼法施工令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場に該当するものを除く。)を適用する。
- 一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは、「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設になった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。

(備考早見)

- 適用水域は白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域とする。ただし、窒素に係る排水基準は野尻湖、青木湖、中綱湖、及び木崎湖水域には適用しない。
- この表のし尿処理施設に係る基準は、し尿処理施設(し尿浄化槽を含む。)のみを有する工場又は事業場に限り適用する。
- 兼業により異なる基準値が適用となる工場又は事業場には、最大の許容限度の基準値を適用する。

(既設、新設の区分)

水 域	既 設	新 設
白樺湖、蓼科湖、諏訪湖	平成6年6月30日以前	平成6年7月1日以降
野尻湖、青木湖、中綱湖、木崎湖	平成9年9月30日以前	平成9年10月1日以降

ウ. 苦 情

長野県の水質汚濁に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-42 に示すとおりである。苦情件数は328件であり、「個人（会社・事業所以外）」に対する苦情件数が105件と最も多くなっている。会社・事業所関係に限ると、「製造業」に起因する苦情が最も多く、30件となっている。

表 4-2-1-42 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成21年度）

発生源	件数
農業	13
林業	-
漁業	-
鉱業	1
建設業	20
製造業	30
電気・ガス・熱供給・水道業	2
情報通信業	-
運輸業	12
卸売・小売業	2
金融・保険業	-
不動産業	-
飲食店、宿泊業	14
医療、福祉	1
教育、学習支援業	1
複合サービス事業	3
サービス業(他に分類されないもの)	17
公務(他に分類されないもの)	3
分類不能の産業	4
個人（会社・事業所以外）	105
その他（会社・事業所以外）	27
不明（会社・事業所以外）	73
合計	328

資料：「平成21年度公害苦情調査結果報告書」
（平成23年6月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

(3) 水底の底質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において、ダイオキシン類の測定結果は表 4-2-1-43 に示すとおりである。当該地点において環境基準を満たしている。

図面集 [図-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図]

表 4-2-1-43 ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）測定結果

（単位；pg-TEQ/g）

No.	区分	河川名	市町村	測定地点	項目	測定年度				
						平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
底ダ1	底質	木曾川	南木曾町	三根橋	測定結果	-	-	-	0.62	-
					適合状況	-	-	-	○	-

注1. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は150pg-TEQ/g以下であること。

資料：「長野県のダイオキシン類の調査結果」（平成23年6月現在、長野県環境部ホームページ）

イ. 水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準等は、表 4-2-1-44 及び表 4-2-1-45 に示すとおりである。

表 4-2-1-44 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準
(平成 14 年環境省告示第 46 号)

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-45 底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値
(平成 14 年環境省告示第 221 号)

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注1. 「底質の処理・処分等に関する指針について」(平成14年環管211号)において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

(4) 水資源

対象事業実施区域及びその周囲の漁業権の設定状況は、表 4-2-1-46 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域を含む周辺市町村の水源の分布状況は、表 4-2-1-47 に示すとおりである。

長野県では、長野県水環境保全条例において、水道水源を保全するため、特に必要な区域を市町村長の申出又は要請により「水道水源保全地区」として指定し、保全地区内のゴルフ場の建設や廃棄物の最終処分場の設置等について、知事への事前協議を行うこととしている。

長野県内では 40 地区が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲の水道水源保全地区の指定状況は表 4-2-1-48 に示すとおりであり、南木曾町に 1 地区が指定されている。

図面集 [図-5 内水面漁業権及び水道水源保全地区の指定状況図]

表 4-2-1-46 内水面共同漁業権

(長野県告示第 467 号)

免許番号	漁業の種類	漁業権者	漁業名称	漁場区域 (主な河川)	漁業時期	関係地区又は 地元地区
内共 第 6 号	第 5 種 共同漁業	天竜川漁業協同組合 下伊那漁業協同組合 遠山漁業協同組合	アユ、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、カジカ、ウナギ、ドジョウ、ニジマス、アマゴ、イワナ	天竜川 早木戸川 虫川	1月1日～ 12月31日	飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡及び下伊那郡（浪合村、平谷村及び根羽村を除く）
内共 第 7 号	第 5 種 共同漁業	木曾川漁業協同組合	アユ、コイ、フナ、ウグイ、カジカ、ウナギ、ワカサギ、ニジマス、アマゴ、イワナ	木曾川 坪川 長谷川	1月1日～ 12月31日	木曾郡（檜川村及び山口村を除く）
内共 第 14 号	第 5 種 共同漁業	木曾川漁業協同組合 恵那漁業協同組合	アユ、コイ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、アマゴ	木曾川	1月1日～ 12月31日	木曾郡南木曾町及び山口村並びに岐阜県中津川市及び恵那郡坂下町

資料：「長野県報 第 1495 号」(平成 15 年、長野県)

表 4-2-1-47 水源の分布状況

(単位：箇所)

地域	箇所数
大鹿村	-
松川町	1
豊丘村	-
喬木村	-
高森町	3
飯田市	3
阿智村	-
南木曾町	-

資料：「水道水質データベース」（平成 23 年 6 月現在、社団法人日本水道協会ホームページ）

表 4-2-1-48 水道水源保全地区の分布状況

(平成 22 年 3 月現在)

地域	水道水源保全地区の名称	面積 (ha)	指定年度
南木曾町	妻籠水道水源保全地区	85	平成 11 年度

資料：「平成 22 年版 環境白書」（平成 22 年、長野県環境部環境政策課）

3) 土壌及び地盤の状況

(1) 土 壌

ア. 土壌汚染の現状

長野県内の土壌汚染対策基本法に基づく指定状況は、形質変更時要届出区域が 3 件となっている。なお、対象事業実施区域及びその周囲には指定区域はない。

イ. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において、ダイオキシン類の調査結果は表 4-2-1-49 に示すとおりである。全ての地点において環境基準を満たしている。

図面集 [図-6 土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点図]

表 4-2-1-49 ダイオキシン類土壌環境調査結果

(単位；pg-TEQ/g)

No.	市町村	調査地点	項目	調査年度				
				平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
土ダ1	飯田市	飯田市八幡町 (八幡公園)	調査結果	-	-	-	-	5.1
			適合状況	-	-	-	-	○
土ダ2	南木曾町	南木曾小学校	調査結果	-	0.0015	-	-	-
			適合状況	-	○	-	-	-

注 1. 飯田市の測定結果は、産業廃棄物焼却施設周辺調査の結果である。

注 2. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は 1000pg-TEQ/g 以下であること。

資料：「長野県のダイオキシン類の調査結果」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

ウ. 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌の汚染に係る環境基準等は、表 4-2-1-50 及び表 4-2-1-51 に示すとおりである。

表 4-2-1-50 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること。

表 4-2-1-51 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

エ. 苦 情

長野県の土壌に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-52 に示すとおりである。苦情件数は12件で、「個人（会社・事業所以外）」が最も多く、5件となっている。

表 4-2-1-52 土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	1
製造業	1
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	-
運輸業	1
卸売・小売業	-
金融・保険業	-
不動産業	-
飲食店、宿泊業	-
医療、福祉	-
教育、学習支援業	-
複合サービス事業	-
サービス業(他に分類されないもの)	-
公務(他に分類されないもの)	-
分類不能の産業	-
個人（会社・事業所以外）	5
その他（会社・事業所以外）	2
不明（会社・事業所以外）	1
合計	12

資料：「平成 21 年度公害苦情調査結果報告書」
（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

(2) 地 盤

ア. 既存の測定結果

長野県では、諏訪湖周辺の地盤沈下現象により被害が発生したため、昭和 52 年度から水準測定を実施しているが、その他の地域での測定は実施されていない。

イ. 地盤沈下に係る対策及び規制

長野県及び対象事業実施区域を含む周辺市町村において、地盤沈下に係る対策及び規制は行われていない。

ウ. 苦 情

長野県の地盤沈下に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-53 に示すとおりである。苦情件数は 1 件で、「不明（会社・事業所以外）」の 1 件となっている。

表 4-2-1-53 地盤沈下に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	-
林業	-
漁業	-
鉱業	-
建設業	-
製造業	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	-
運輸業	-
卸売・小売業	-
金融・保険業	-
不動産業	-
飲食店、宿泊業	-
医療、福祉	-
教育、学習支援業	-
複合サービス事業	-
サービス業(他に分類されないもの)	-
公務(他に分類されないもの)	-
分類不能の産業	-
個人（会社・事業所以外）	-
その他（会社・事業所以外）	-
不明（会社・事業所以外）	1
合計	1

資料：「平成 21 年度公害苦情調査結果報告書」
(平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ)

4) 地形及び地質の状況

(1) 国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域等の分布

長野県内の自然公園は、国立公園 4 箇所、国定公園 3 箇所、県立自然公園 6 箇所が指定されている。対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の指定状況は、表 4-2-1-54 に示すとおりである。南アルプス国立公園の一部が飯田市及び大鹿村に、中央アルプス県立自然公園の一部が飯田市、南木曾町に、天竜小渋水系県立自然公園が飯田市、豊丘村、大鹿村、喬木村、高森町に分布している。

また、長野県では高山性植生や優れた天然林など、優れた自然環境を有する地域を保全するために自然環境保全地域として計 8 箇所を、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域を保全するために郷土環境保全地域として計 36 箇所を指定している。

また、対象事業実施区域及びその周囲の県自然環境保全地域等の指定状況は、表 4-2-1-55～表 4-2-1-56、に示すとおりである。南木曾岳県自然環境保全地域、大平宿郷土環境保全地域、野底山郷土環境保全地域及び妻籠宿郷土環境保全地域が指定されている。

図面集 [図-7 地形及び地質の状況図]

表 4-2-1-54 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の指定状況

公園別	名称	指定年月日	公園面積 (ha)	
			全体面積	長野県分面積
国立公園	南アルプス	昭和 39 年 6 月 1 日	35,752	14,079
県立自然公園	中央アルプス	昭和 26 年 11 月 22 日	35,427	35,427
	天竜小渋水系	昭和 45 年 12 月 21 日	2,561	2,561

資料：「自然公園指定状況一覧」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

表 4-2-1-55 対象事業実施区域及びその周囲の県自然環境保全地域の指定状況

地域名	関係市町村	面積 (ha)	指定年月日	指定理由	備考
南木曾岳	南木曾町	156.19	昭和 57 年 5 月 31 日	天然林	全域特別地区

資料：「自然環境保全地域指定状況一覧」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

表 4-2-1-56 対象事業実施区域及びその周囲の県郷土環境保全地域の指定状況

地域名	関係市町村	面積 (ha)	指定年月日	指定理由
大平宿	飯田市	290.06	昭和 62 年 4 月 13 日	郷土的・歴史的
野底山	飯田市	133.71	平成 9 年 12 月 8 日	郷土的・歴史的
妻籠宿	南木曾町	1,185.03	昭和 56 年 8 月 17 日	郷土的・歴史的

資料：「郷土環境保全地域指定状況一覧」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

(2) 重要な地形及び地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の「第1回自然環境保全基礎調査 長野県のすぐれた自然図」(昭和51年、環境庁)に記載されているすぐれた地形・地質・自然現象は表4-2-1-57に、「日本の地形レッドデータブック」に記載されている地形・地質は表4-2-1-58に、文化財保護法及び文化財保護条例に規定する地形・地質に係る天然記念物の指定状況は表4-2-1-59に示すとおりである。

図面集 [図-7 地形及び地質の状況図]

表 4-2-1-57 「長野県のすぐれた自然」の地形・地質・自然現象

行政区分	内容
静岡市葵区	荒川岳カール
伊那市～飯田市	中央構造線

注1. 「荒川岳カール」は静岡県に位置するが、荒川岳一連のものとして掲載した。

資料：「第1回自然環境保全基礎調査 長野県のすぐれた自然図」(昭和51年、環境庁)

表 4-2-1-58 「日本の地形レッドデータブック」の地形・地質

行政区分	カテゴリー	保存すべき地形	地形の特性	選定基準 (注1)	ランク (注2)	保全状況
上伊那郡箕輪町 ～飯田市	I (変動地形)	天竜川右岸の河岸 段丘と新期断層	新期断層変位地形 (低断層崖、撓曲崖)	②	C	指定なし

注1. 選定基準

- ①：日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形
- ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形
- ③：多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形
- ④：動物や植物の生息地として重要な地形

注2. ランク

- A：現在の保存状態がよく、今後もその継続が求められる地形
- B：現時点で低強度の破壊を受けている地形。今後、破壊が継続されれば消滅が危惧される
- C：現在著しく破壊されつつある地形。また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形
- D：重要な地形でありながら、すでに破壊されて、現存しない地形

資料：「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版-危機にある地形-」(2000年8月、小泉武栄・青木賢人)
 「日本の地形レッドデータブック 第2集 新装版-保存すべき地形-」(2002年3月、小泉武栄・青木賢人)

表 4-2-1-59 文化財保護法及び文化財保護条例の天然記念物(地形・地質)

種別	種別	名称	所在地
地物・鉱物	県指定 天然記念物	中央構造線 北川・安康露頭	大鹿村

資料：「信州の文化財」(平成23年6月現在、(財)八十二文化財団ホームページ)

(3) 沿線地域の地形、地質

「1/50,000 土地分類基本調査 地形分類図（飯田）」（昭和 42 年、総合企画庁総合開発局）によると、長野県は、日本列島の大きな地帯構造をつくっているフォッサマグナ地帯と中央構造線とが交わり、地形区分上の大きな要素をなしている。また、地形の大きな特徴として、山地（火山地を含む）と盆地（台地・低地）の対照が著しく、丘陵地の分布はきわめて限られている。山地は長野県総面積の 84%を占める。

対象事業実施区域及びその周囲には、赤石山地、伊那山地、伊那盆地、木曾山地及び恵那山地が分布している。赤石山地では、大鹿村の広い範囲に大起伏山地が分布しており、一部に扇状地性低地が分布している。伊那山地では、豊丘村と大鹿村の一部の広い範囲に大起伏山地、中起伏山地及び山麓的性格を持つ小起伏山地が分布している。伊那盆地では、数段の段丘面群からなる砂礫台地（中位）及び大起伏山地が高森町に、また、比高数 m~20m と低い台地である砂礫台地（下位）、天竜川の本流の氾濫原のうち砂礫質の堆積物からなる扇状地性低地、小起伏山地が高森町と豊丘村に分布している。木曾山地では、飯田市と高森町の一部に中起伏山地及び山麓地が分布している。恵那山地では、阿智村の広い範囲及び飯田市の一部に起伏量 400~600m の中起伏山地が分布している。また、阿智村の一部では起伏量 600m 以上の山地で、恵那山地の高所を占める大起伏山地や山麓地が分布している。

図面集 [図-8 地形分類図]

対象事業実施区域及びその周囲の地質については、「1/50,000 土地分類基本調査 表層地質図（飯田）」（昭和 42 年、総合企画庁総合開発局）によると、豊丘村の広い範囲及び阿智村から飯田市にかけての広い地域に花崗岩質岩石が分布している。

また、中央構造線から東にかけては多種の地質が広がっており、ホルンヘルス、圧砕岩質岩石、氾濫原堆積物の礫・砂・泥、黒色片岩、斑レイ岩、蛇紋岩質岩石、緑色片岩、泥岩、輝緑凝灰岩、石灰岩、珪岩質岩石、砂岩・泥岩互層が分布している。

なお、天竜川付近には氾濫原堆積物として砂・礫・泥といった地質が、またその周辺には扇状地砂礫層が分布しており、扇状地の扇端部は氾濫原堆積物（砂質土や粘性土）と互層状に堆積しており、全体に軟弱層が厚くなっている。

図面集 [図-9 表層地質図]

対象事業実施区域を含む周辺市町村に分布する主要な活断層は、中央構造線、伊那谷断層帯、木曾山脈西縁断層帯、阿寺断層帯等がある。中央構造線は、赤石山脈及び伊那山地の間に分布する北北東-南南西方向の断層である。伊那谷断層帯は、木曾山脈の東縁及び伊那谷の中に分布する南北あるいは北東-南西方向の多数の断層からなり、伊那谷断層主部と断層帯南東部に分けられる。伊那谷断層帯主部は、辰野町から伊那市、駒ヶ根市、飯田市を経て平谷村に延び、断層帯南東部は飯田市中心部の天竜川沿いから売木村付近にかけて延びる。木曾山脈西縁断層帯は、木曾川とほぼ並行して分布している上松断層や馬籠峠断層からなる木曾山脈西縁断層帯主部と、上松町からほぼ真南に阿智村三階峠付近まで延びる清内路断層帯からなる。阿寺断層帯は、阿寺断層帯主部、佐見断層帯、白川断層帯に分けられる。阿寺断層帯主部は、下呂市から中津川北東部に延びる北西-南東方向の断層からなり、阿寺山地と美濃高原との間の明瞭な高度差を形成している。佐見断層帯は、中津川市加子母から七宗町へ、東北東-西南西方向に延びる。白川断層は、中津川市加子母から七宗町を経て白川町に至り、東北東-西南西に延びる。

(4) 鉱山の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村において、鉱山は存在しない。

5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

ア. 重要な種及び注目すべき生息地の状況

ア) 野生動植物保護地区の分布

「野生動植物保護地区内訳表」（平成 23 年 6 月現在、環境省自然環境局ホームページ）によると、長野県には県指定の自然環境保全地域の中に野生動植物保護地区が 4 箇所存在する。対象事業実施区域及びその周囲には、南木曾岳自然環境保全地域が存在するが、その中に野生動植物保護地区は指定されていない。

イ) 鳥獣保護区の分布

長野県では、142 箇所の鳥獣保護区が指定されている。このうち対象事業実施区域及びその周囲では表 4-2-1-60 に示す 8 箇所が指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に特別保護地区の指定はない。

図面集 [図-10 鳥獣保護区の指定状況図]

表 4-2-1-60 対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区一覧

名称	設定所在地	設定面積 (ha)	特別保護地区面積 (ha)	期間終了年月日
南アルプス南部	飯田市、大鹿村	6,377	-	平成 28 年 10 月 31 日
高山	大鹿村	1,060	-	平成 31 年 10 月 31 日
小渋ダム周辺	松川町、大鹿村、中川村	2,926	-	平成 24 年 10 月 31 日
障子山	豊丘村	954	-	平成 26 年 10 月 31 日
沢城湖周辺	飯田市	203	-	平成 24 年 10 月 31 日
摺古木	飯田市	220	-	平成 23 年 10 月 31 日
大平峠県民の森	飯田市	586	-	平成 24 年 10 月 31 日
賤母	南木曾町	349	-	平成 24 年 10 月 31 日

資料：「平成 22 年度版 長野県鳥獣保護区等位置図」（平成 22 年、長野県）

ウ) 重要な動物及び天然記念物としての動物の生息状況、生息環境

対象事業実施区域及びその周囲の哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類及び魚類の生息状況は、以下のとおりである。

図面集 [図-11 主な哺乳類の分布図]

図面集 [図-12 第 2 回自然環境保全基礎調査による動物の分布図]

(哺乳類)

「自然環境保全基礎調査 第6回動植物分布調査(種の多様性調査)」(平成16年、環境省)では、分布調査対象種とされた8種の中大型哺乳類(ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ)について、聞き取り・アンケート調査及び既存資料調査によって得られた生息情報をメッシュごとに整理している。

対象事業実施区域を含むメッシュからは、表4-2-1-61に示す8種の生息情報が得られている。このうち、カモシカが文化財保護法に基づく特別天然記念物、「長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～動物編2004」(平成16年、長野県環境保全研究所・長野県環境部自然保護課)(以下、「県レッド」という。)に基づく留意種に指定されている。

表 4-2-1-61 対象事業実施区域を含むメッシュで生息が確認された哺乳類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
サル目	オナガザル科	ニホンザル				
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ				
	イヌ科	タヌキ				
		キツネ				
	イタチ	アナグマ				
ウシ目	イノシシ科	イノシシ				
	シカ科	ニホンジカ				
	ウシ科	カモシカ	特天			留意
3目	7科	8種	1種	0種	0種	1種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)に定められた種(特天；特別天然記念物、天；天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号)に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種(国内；国内希少野生動植物種、国際；国際希少野生動植物種)
- ③ 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて」(平成19年、環境省)に掲載されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ④ 「長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～動物編2004」(平成16年、長野県環境保全研究所・長野県環境部自然保護課)に掲載されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、留意：留意種

注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「自然環境保全基礎調査 第6回動植物分布調査(種の多様性調査)」(平成16年、環境省)

(鳥 類)

「日本産鳥類の繁殖分布（第2回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査） 動物分布調査（鳥類）報告書）」（昭和56年、環境庁）は、鳥類の繁殖情報をメッシュごとに整理している。

対象事業実施区域を含むメッシュからは、表4-2-1-62に示す種の繁殖情報が得られている。このうち、ライチョウは文化財保護法に基づく特別天然記念物、種の保存法に基づく国内希少野生動物種に指定されているほか、「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」（平成18年、環境省）（以下、「環境省レッド」という。）の絶滅危惧II類、及び県レッドの絶滅危惧II類に選定されている。

環境省レッド記載種では、絶滅危惧IA類に選定されている種としてチゴモズの1種、絶滅危惧II類に選定されている種としてヒクイナ、ヨタカ等の4種（前述のライチョウを含む）、準絶滅危惧としてハイタカ、ノジコの2種が確認されている。また、県レッドでは、絶滅危惧IA類としてチゴモズ及びセッカの2種が、絶滅危惧II類としてハイタカ、コノハズク、アカショウビンなど8種（前述のライチョウを含む）等が選定されている。

表 4-2-1-62(1) 対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
タカ目	タカ科	トビ				
		ハイタカ			NT	VU
		ノスリ				NT
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				留意
キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	特天	国内	VU	VU
	キジ科	コジュケイ				
			キジ			
ツル目	クイナ科	ヒクイナ			VU	VU
チドリ目	シギ科	イソシギ				
ハト目	ハト科	キジバト				
		アオバト				NT
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				
		カッコウ				
		ツツドリ				
		ホトトギス				
フクロウ目	フクロウ科	コノハズク				VU
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			VU	VU
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ				NT
		アマツバメ				
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				VU
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				
		アカゲラ				
		コゲラ				
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ				
	ツバメ科	ツバメ				
		コシアカツバメ				
		イワツバメ				
	セキレイ科	キセキレイ				
		セグロセキレイ				
		ビンズイ				
	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	VU
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ				
	モズ科	チゴモズ			CR	CR
		モズ				
	カワガラス科	カワガラス				
	ミソサザイ科	ミソサザイ				
	イワヒバリ科	イワヒバリ				
		カヤクグリ				
	ツグミ科	コマドリ				
コルリ						
ルリビタキ						
マミジロ					NT	
トラツグミ						
クロツグミ						
アカハラ						

表 4-2-1-62(2) 対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				
		ウグイス				
		オオヨシキリ				
		メボソムシクイ				
		エゾムシクイ				
		センダイムシクイ				
		ククイタダキ				
		セッカ				CR
	ヒタキ科	キビタキ				
		オオルリ				
		コサメビタキ				
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU
	エナガ科	エナガ				
	シジュウカラ科	コガラ				
		ヒガラ				
		ヤマガラ				
		シジュウカラ				
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ				
	キバシリ科	キバシリ				
	メジロ科	メジロ				
	ホオジロ科	ホオジロ				
		ノジコ			NT	NT
		アオジ				
	アトリ科	カワラヒワ				
		ウソ				
		イカル				
	ハタオリドリ科	スズメ				
	ムクドリ科	ムクドリ				
	カラス科	カケス				
		ホシガラス				
ハシボソガラス						
ハシブトガラス						
11 目	35 科	78 種	1 種	1 種	5 種	17 種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号) に定められた種(特天; 特別天然記念物、天; 天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物のに関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号) に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種(国内; 国内希少野生動植物種、国際; 国際希少野生動植物種)
- ③ 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」(平成18年、環境省) に掲載されている種
EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
- ④ 「長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～動物編2004」(平成16年、長野県環境保全研究所・長野県環境部自然保護課) に掲載されている種
EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群、留意: 留意種

注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料: 「日本産鳥類の繁殖分布(第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査) 動物分布調査(鳥類) 報告書)」
(昭和56年、環境庁)

(両生類・爬虫類)

「第2回自然環境保全基礎調査 長野県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)によると、表 4-2-1-63 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲では、重要な両生類及び爬虫類として、モリアオガエルとハコネサンショウウオの2種が報告されている。

これによると、確認された種のうち、モリアオガエルは県レッドの準絶滅危惧に選定されている。

表 4-2-1-63 対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された重要な両生類・爬虫類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
サンショウウオ目	サンショウウオ科	ハコネサンショウウオ				
カエル目	アオガエル科	モリアオガエル				NT
2目	2科	2種	0種	0種	0種	1種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)に定められた種(特天; 特別天然記念物、天; 天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号)に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種(国内; 国内希少野生動植物種、国際; 国際希少野生動植物種)
- ③ 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」(平成18年、環境省)に掲載されている種
EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
- ④ 「長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～動物編2004」(平成16年、長野県環境保全研究所・長野県環境部自然保護課)に掲載されている種
EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群、留意: 留意種

注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料: 「第2回自然環境保全基礎調査 長野県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)

(昆虫類)

「日本の重要な昆虫類 甲信越版」(昭和55年、環境庁)によると、長野県内では10種の指標昆虫類と84種の特定昆虫類が選定されている。また、「第2回自然環境保全基礎調査 長野県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)によると、表4-2-1-64に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲からはムカシトンボ、ムカシヤンマ、ギフチョウ、オオムラサキ等の6種の指標昆虫類、マダラヤンマ、トワダカワゲラ等の6種の特定昆虫類が確認されている。

表 4-2-1-64 対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された昆虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
トンボ目	ムカシトンボ科	ムカシトンボ			指標		
	ヤンマ科	マダラヤンマ			特定		NT
	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ			指標		
	トンボ科	ハッチョウトンボ			指標		
チョウトンボ				特定			
カワゲラ目	トワダカワゲラ科	トワダカワゲラ			特定		
チョウ目	タテハチョウ科	コヒオドシ			特定		NT
		オオムラサキ			指標	NT	留意
	アゲハチョウ科	ギフチョウ			指標	VU	NT
		ヒメギフチョウ			指標	NT	留意
	シロチョウ科	クモマツマキチョウ			特定	NT	VU
	ジャノメチョウ科	ベニヒカゲ			特定	NT	留意
2目	9科	12種	0種	0種	12種	5種	7種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)に定められた種(特天;特別天然記念物、天;天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号)に定める国内希少野生動植物種(国内;国内希少野生動植物種、国際;国際希少野生動植物種)
- ③ 「日本の重要な昆虫類 甲信越版」(昭和55年、環境庁)に掲載されている種
指標:指標昆虫類、特定:特定昆虫類
- ④ 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて」(平成19年、環境省)に掲載されている種
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
- ⑤ 「長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～動物編2004」(平成16年、長野県環境保全研究所・長野県環境部自然保護課)に掲載されている種
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、留意:留意種

注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料:「日本の重要な昆虫類 甲信越版」(昭和55年、環境庁)

「第2回自然環境保全基礎調査 長野県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)

(魚 類)

「第2回自然環境保全基礎調査 長野県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)によると、対象事業実施区域及びその周囲から重要な魚類は報告されていない。

県レッドによると、長野県内で確認された魚類は32種である。

長野県内で確認されている魚類のうち、絶滅はスワモロコの1種、野生絶滅はウナギ、サケ、アユの3種、絶滅危惧IA類はウケクチウグイ、ヤリタナゴの2種、絶滅危惧IB類はシナイモツゴ、メダカの2種、絶滅危惧II類はスナヤツメ、ホトケドジョウの2種、準絶滅危惧はヤマトイワナ、ニッコウイワナ、アカザ、カジカ等の7種となっている。また、絶滅のおそれのある地域個体群は木崎湖のサクラマス個体群の1個体群となっている。

(2) 植 物

ア. 重要な種及び群落の状況

「第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書(長野県)」(昭和62年、環境庁)によると、長野県の植生は、天竜川や千曲川下流の低地からアルプスの山頂まで標高差は約3,000mに及び、地形・気候・地質などの自然環境や人為干渉に対応して、多様な植生が発達している。

年平均気温が約12℃以上の伊那盆地及び木曾谷の南部、天竜川と木曾川を挟む狭い地域は照葉樹林帯に属し、アラカシ・シラカシ・ヤブツバキ等の暖地性の植物が分布している。照葉樹林帯に続く夏緑広葉樹林帯のうち、標高1,000m前後までの地域は、主要河川沿いに広がる盆地や谷の大部分が含まれ、平坦部は市街地・住宅地・耕作地が広い面積を占め、周囲の山腹斜面はアカマツ・カラマツ・スギ・ヒノキ等の植林やクリ・コナラ・クヌギ等の雑木林が広がる。夏緑広葉樹林帯の上部は、ブナ・ミズナラ・カエデ・サクラ類等で構成される。さらにその上部は亜高山針葉樹林帯となり、シラビソ・トウヒ等の樹種で構成される。下限の標高は県南部の赤石山地では1,800m前後、北部では1,500m前後となる。標高2,500mから2,700mでは高木限界となり、ハイマツ群落に移行する。そのハイマツ群落の間隙を縫いながら、雪田植生や高山荒原植生などが発達している。

「長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～非維管束植物編・植物群落編2005」(平成17年、長野県環境保全研究所・長野県環境部自然保護課)によると、長野県内において存続が危惧される植物群落は、単一群落が69、群落複合が23で、計92群落とされている。単一群落の群落タイプ別にみると、ウラジロモミ、ヒノキ林などからなる温帯針葉樹林が最も多く12群落、ついでブナ林を中心とした冷温帯夏緑広葉樹林が10群落となっている。群落複合のタイプでは、石灰岩植生が最も多く10群落、ついで岩壁植生、超塩基性岩植生、社寺林がそれぞれ3群落となっている。

対象事業実施区域及びその周囲の植生は、1) 赤石山地周辺の地域、2) 天竜川を挟む伊那山地周辺の地域及び恵那山地周辺の地域、3) 天竜川を含む伊那盆地周辺の地域の3つに区分することができる。

1) 赤石山地周辺の地域は、高山帯及び亜高山帯にあたり、「シラビソ・オオシラビソ群集」、「コメツガ群落」等の自然植生を主体とし、尾根部等に「高山低木群落」等がみられる植生となっている。2) 伊那山地周辺の地域及び恵那山地周辺の地域は、「クリーミズナラ群落」、「カラマツ植林」及び「スギ・ヒノキ・サワラ植林」を主体とし、一部に「伐跡群落」がみられる植生となっている。伊那山地の小渋川や青木川沿いでは「水田雑草群落」や「畑地雑草群落」がみられ、恵那山地の蘭川沿いでは「緑の多い住宅地」がみられる。3) 天竜川を含む伊那盆地周辺の地域は、自然植生はほとんど見られず、「水田雑草群落」、「落葉果樹園」及び「市街地」を主体とする植生となっている。

植物相については、「長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～維管束植物編2002」(平成14年、長野県環境保全研究所・長野県環境部自然保護課)によると、長野県内に自生する在来の維管束植物は2,979種である。このうち、絶滅はカゴノキ、トチカガミ等の31種、絶滅危惧IA類はエビネ、サギソウ等の280種、絶滅危惧IB類はユキワリソ

ウ、キンラン等の 224 種、絶滅危惧 II 類はナラガシワ、タコノアシ、ハナノキ、ミクリ等の 136 種、準絶滅危惧はヒメカンアオイ、レンリソウ、ギンラン等の 119 種、情報不足はシロダモ、コヤブラン等の 67 種となっている。

対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物等の指定状況は表 4-2-1-65 に示すとおりであり、国指定 1 件、県指定 4 件、市町村指定 27 件の計 32 件の天然記念物が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林の存在状況は表 4-2-1-66 に示すとおりであり、55 の巨樹・巨木林が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況は表 4-2-1-67 に示すとおりであり、7 の特定植物群落が存在する。

図面集 [図-13 現存植生図]

図面集 [図-14 重要な植物等の分布図]

表 4-2-1-65 対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（植物）

指定	名称	所在地	指定年月日
国指定	小黒川のミズナラ	阿智村清内路 1158-2	平成 8 年 9 月 4 日
県指定	長姫のエドヒガン	飯田市追手町 2-655-7	昭和 42 年 5 月 22 日
県指定	風越山のベニマンサク自生地	飯田市上飯田 6998-口ほか	昭和 43 年 5 月 16 日
県指定	下市田のヒイラギ	高森町下市田流田 1401	昭和 37 年 7 月 12 日
県指定	妻籠のギンモクセイ	南木曾町吾妻 597	昭和 43 年 3 月 21 日
村指定	桜（山桜）	大鹿村大河原	平成 14 年 7 月 1 日
村指定	ひめまつはだ	大鹿村大河原下市場	昭和 50 年 11 月 3 日
村指定	夜泣き松	大鹿村鹿塩河合	昭和 50 年 11 月 3 日
村指定	トチノキ	豊丘村鬼面山	平成 3 年 5 月 17 日
村指定	コブシの群生林	豊丘村野田平	昭和 60 年 4 月 16 日
村指定	ミヤマトサミズキ	豊丘村	平成 1 年 4 月 13 日
村指定	笹見平のしだれ桜（笹見平観音桜）	豊丘村河野 5242	平成 15 年 9 月 29 日
村指定	ツツザキ（クダザキ）ヤマジノギク	豊丘村	昭和 57 年 12 月 15 日
町指定	高森南小学校のソメイヨシノ	高森町下市田 2228	平成 18 年 3 月 7 日
町指定	光明寺のクロマツ	高森町山吹 8382-1	昭和 59 年 4 月 1 日
市指定	鼎一色の大杉	飯田市鼎一色 15	昭和 60 年 6 月 20 日
市指定	愛宕神社の清秀桜	飯田市愛宕町 2781	昭和 48 年 12 月 25 日
市指定	桜丸の蚊母樹	飯田市追手町 2-678	昭和 46 年 3 月 15 日
市指定	黄梅院の紅しだれ桜	飯田市江戸町 3-251	平成 12 年 11 月 22 日
市指定	阿弥陀寺のシダレザクラ	飯田市丸山町 2-6728	平成 2 年 1 月 17 日
市指定	浅間塚の一本杉	飯田市上郷黒田 4233	平成 14 年 7 月 12 日
市指定	風越山山頂ブナ林・ミズナラ・イワウチワ等自生地及び花崗岩露頭	飯田市上飯田 風越山山頂	平成 15 年 12 月 25 日
市指定	正永寺原の公孫樹	飯田市上飯田 1499	昭和 47 年 5 月 11 日
市指定	野底山次郎坊のチョウセンゴヨウ	飯田市上郷黒田 3842	平成 9 年 6 月 18 日
市指定	羽場の大柊	飯田市羽場町 3-726	昭和 43 年 11 月 19 日
市指定	水佐代獅子塚のエドヒガン	飯田市松尾水城 3457	平成 12 年 11 月 22 日
市指定	丸山の早生赤梨	飯田市滝の沢 6994	平成 21 年 3 月 23 日
町指定	和合のアラガシ	南木曾町読書 3452-6	昭和 50 年 5 月 22 日
町指定	三留野本陣の枝垂梅	南木曾町読書 3994	昭和 47 年 5 月 24 日
町指定	和合の枝垂梅	南木曾町読書 3389	昭和 42 年 10 月 25 日
町指定	天白のつつじ群落	南木曾町読書 2937-37	昭和 50 年 5 月 22 日
町指定	一石榎の枝垂桜	南木曾町吾妻 1589	昭和 50 年 5 月 22 日

資料：「文化財情報」（平成 23 年 6 月現在、長野県教育委員会ホームページ）
「信州の文化財」（平成 23 年 6 月現在、（財）八十二文化財団ホームページ）
「信州 Live on」（平成 23 年 6 月現在、信濃毎日新聞社メディア局ホームページ）

表 4-2-1-66(1) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	通称・呼称
20417006	大鹿村 河合	伝承 640	アカマツ	460	15	夜泣き松
20417007	大鹿村 松平神社	200~299	スギ	490	35	
			ケヤキ	310	30	
			ケヤキ	275	30	
20417008	大鹿村 学校	100~199	カツラ	327	26	
			カツラ	350	26	
			カツラ	275	25	
20417009	大鹿村 大磧神社	100~199	エドヒガン	350	12	
20417010	大鹿村 大磧神社	200~299	スギ	400	36	
			ケヤキ	297	23	
20417011	大鹿村 弾正林	不明	ツガ	330	24	
			アカマツ	338	23	
			アカマツ	325	23	
			アカマツ	280	28	
20417012	大鹿村 福德寺	100~199	イチョウ	370	36	
20417013	大鹿村 薬師堂	100~199	イチョウ	320	32	
20417014	大鹿村 中洞上	100~199	アカマツ	305	15	天神様
20402001	松川町南方 神護原神社	不明	スギ	350	30	
			スギ	360	30	
20402002	松川町古町北部	不明	カヤ	410	20	
20402003	松川町古町南部 八幡神社	不明	スギ	330	30	
20416001	豊丘村 大宮神社	300 以上	スギ	465	34	
			エゾエノキ	315	16	
			エゾエノキ	305	17	
20416002	豊丘村 田村諏訪社	300 以上	スギ	345	29	
			スギ	330	27	
20416003	豊丘村 熊野神社	300 以上	スギ	430	38	
			スギ	433	33	
			スギ	480	35	
			スギ	370	30	
			イチョウ	300	28	
20416004	豊丘村 伴野神社	300 以上	スギ	350	28	
			スギ	340	32	
20416005	豊丘村 小野神社	200~299	スギ	305	37	
20416006	豊丘村 壬生沢諏訪社	300 以上	エドヒガン	320	9	
20416007	豊丘村 春日神社	200~299	スギ	305	25	
20416008	豊丘村 中戸中諏訪社	300 以上	ヒノキ	425	36	
20416009	豊丘村	200~299	エゾエノキ	370	18	
20416011	豊丘村泉龍院	300 以上	イチョウ	340	18	
20415001	喬木村机山 机山社	300 以上	アカマツ	330	20	夫婦松
20415002	喬木村 明神洞	300 以上	イチョウ	340	20	諏訪社
20415003	喬木村伊久間 諏訪社	不明	ヒノキ	370	23	
20415004	喬木村 小川	-	イチョウ	340	20	
20403001	高森町 牛牧	300 以上	スギ	554	32	神社前大杉
20403002	高森町 上市田一本杉	300 以上	スギ	570	29	おとめ杉 一本杉
20403003	高森町 上市田	300 以上	スギ	308	25	
20403004	高森町 大島山	伝承 791	エドヒガン	369	13	地主桜

表 4-2-1-66(2) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	通称・呼称
20403005	高森町 吉田	300 以上	スギ	327	25	
			スギ	477	27	
			スギ	487	28	
			スギ	368	-	
			スギ	336	26	
20403006	高森町 出原	300 以上	スギ	307	25	
			スギ	329	26	
			スギ	336	26	
			スギ	374	28	
			スギ	338	25	
20403007	高森町 山ノ寺	300 以上	スギ	339	27	山門の杉
			スギ	334	28	山門の杉
20403008	高森町 山ノ寺	300 以上	スギ	307	28	
20403010	高森町 山吹	300 以上	スギ	513	30	
			スギ	428	29	
			スギ	315	26	
			スギ	312	27	
			スギ	416	28	
20403011	高森町 山吹	300 以上	ツガ	337	24	
20403012	高森町 山吹	伝承 600	クロマツ	373	8	
20403013	高森町 山吹	300 以上	スギ	321	25	
20403014	高森町 山吹	300 以上	スギ	313	27	
			スギ	315	27	
20403015	高森町 高森南小学校	伝承 60	ソメイヨシノ	400	10	
20405001	上郷町飯沼（飯田市上郷飯沼） 飯沼神社	不明	スギ	352	-	
20205001	飯田市 市役所内	100～199	ケヤキ	380	22	
20205002	飯田市 愛宕神社	伝承 740	エドヒガン	610	11	清秀桜
20205003	飯田市	300 以上	エゾエノキ	575	18	羽場の大楠
20205004	飯田市	300 以上	ヒイラギ	330	11	羽場の大柞
20205005	飯田市 正永寺原	伝承 600	イチョウ	650	30	正永寺原の 公孫樹
20205007	飯田市 一色神社	300 以上	スギ	490	40	一色の大杉
20205008	飯田市 合庁の庭	300 以上	エドヒガン	400	15	
20205009	飯田市 美術博物館	不明	ケヤキ	350	20	
20205010	飯田市 美術博物館	300 以上	エドヒガン	450	20	安富の桜
20423002	南木曽町 和合	不明	アラカシ	320	18	
20423003	南木曽町 和合	不明	イチョウ	325	15	
20423006	南木曽町 妻龍 和智野	不明	ツガ	317	20	
20423007	南木曽町 妻龍 光徳寺	不明	ヒノキ	318	20	
20423008	南木曽町 妻龍 光徳寺	200～299	エドヒガン	320	15	

注1. 表中の所在地名については、資料図書をそのまま記載するため、旧地名等が掲載されている場合がある。なお、現在の地名を（ ）内に記載した。

資料：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査報告書 甲信越・北陸版（新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県）」（平成3年、環境庁）

表 4-2-1-67 対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落

番 号	名 称	所在地	指定状況			保護の現状
			第 2 回	第 3 回	第 5 回	
200034	赤石山脈の自然植生	長谷村 ^{注1}	A・B・C・D	A・B・C・D	A・B・C・D	・当該地域の大半は、南アルプス国立公園内である。 ・黒河内国有林内のカラマツ林は、学術参考保護林となっている。
200090	風越山のベニマンサク群落	飯田市 上飯田	-	C	C	長野県天然記念物（昭和 43 年指定）
200091	風越山のブナ林	飯田市 上飯田	-	A・E	A・E	所有者「享保会」で保存林として残す。白山神社奥宮との関係は不明。地元「風越山を守る会」が発足。
200045	木曾山脈の自然植生	駒ヶ根市 ^{注2}	A・B・D	A・B・D	A・B・D	・当該地域の大半は、中央アルプス県立自然公園内である。 ・駒ヶ岳一帯は、県指定の天然記念物である。
200052	田立のヒノキ林	南木曾町	A	A	A	当該地域の一部は、中央アルプス県立自然公園内である。一般施業地では順次伐採が進行しているため風景林という形ではあるが保護手段がとられている田立の滝周辺及び湿原のある天然公園に限定した。
200053	南木曾岳のヒノキ林	南木曾町	A	A	A	-
200054	賤母山の原生林	山口村 ^{注3}	A	A	A	賤母山国有林内のヒノキ、モミ、ツガ林は、学術参考保護林になっている。 林道開発あり。

注1. 表中の所在地については資料図書をそのまま記載しており、合併前の旧地名等が掲載されている場合や代表の地名が掲載されている場合がある。「200034赤石山脈の自然植生」は広範囲に分布しており、大鹿村を含んでいる。

注2. 上記と同様、飯田市、南木曾町を含んでいる。

注3. 上記と同様、南木曾町を含んでいる。

注4. 指定状況の記号は、以下に示すとおりとする。

<選定基準>

- A：原生林もしくはそれに近い自然林
- B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群
- C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる山地に見られる植物群落又は個体群
- D：砂丘・断崖地・塩沼地・湖沼・河川・湿地・高山・石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
- E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

資料：「第 2 回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落 甲信越版（新潟県・山梨県・長野県）」

（昭和 55 年、環境庁）

「第 3 回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落 II 甲信越版（新潟県・山梨県・長野県）」

（昭和 63 年、環境庁）

「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（平成 12 年、環境庁）

(3) 藻場・干潟・湿地の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村には、藻場、干潟の分布はない。

環境省は、生物多様性保全の観点から重要な湿地を 500 箇所選定している。「日本の重要湿地 500」（環境省）によると、長野県内には 8 箇所選定されているが、対象事業実施区域を含む周辺市町村では選定されていない。

(4) 生態系

ア. 生態系の状況

「生物多様性保全のための国土区分（試案）」（平成 9 年、環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲は本州中北部太平洋側区域に属する。本州中北部太平洋側区域は冷温帯に属し、年降水量は中位となっている。本州の中では寒冷であるが、冬期の積雪は少なく、イヌブナなどの夏緑樹林が発達している。荒川源流域のブナ・イヌブナ林や、赤石山地のブナ林などは、この区域のまとまった夏緑樹林である。本州、四国、九州の他地域と共通して動物相の固有性が高く、イノシシやニホンジカが分布する。

対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、地形・地質、植生等から総合的に判断すると、①赤石山地や恵那山地を含む山地帯にあたる地域、②天竜川周辺から山地帯の間に位置する伊那山地、富草山地、伊那盆地の一部にあたる地域、③天竜川を含む伊那盆地にあたる地域の 3 地域に区分することができる。なお、各地域の生態系の模式図は、図 4-2-1-9 に示すとおりである。

- ①赤石山地や恵那山地を含む山地帯にあたる地域は、大～小起伏山地にあたる山地の森林及び一部溪流によって構成される山地の生態系が成立している。この地域で成立する主な植生は「クリーミズナラ群落」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「カラマツ植林」でほとんどが樹林環境で構成されている。したがって、この地域に生育する植物種はミズナラ等の落葉広葉樹、スギ、ヒノキ、サワラ、カラマツの針葉樹などの木本植物が多く、その林床にササ類が生育している。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、カモシカ、ノウサギ、ニホンリス等の哺乳類、オオルリ、カッコウ等の鳥類、カブトムシ、ギフチョウ、オオムラサキ等の昆虫類が考えられる。これらを餌とする生態系の上位性の種として、ツキノワグマ、キツネ等の哺乳類、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類が考えられる。また、溪流ではアマゴ、カジカ等の魚類、サワガニ、カゲロウ類、トビケラ類等の水生生物が生息し、これらの捕食者として、ヤマセミ、カワガラス等が考えられる。
- ②天竜川周辺から山地帯の間に位置する伊那山地、富草山地、伊那盆地の一部にあたる地域は、丘陵地の森林、小河川、果樹園や水田、畑等の耕作地で構成される里山の生態系が成立している。この地域で成立する主な植生は「アカマツ群落」、「カスミザクラ・コナラ群落」等の自然環境と、「落葉果樹園」、「水田雑草群落」、「畑地雑草群落」、「緑の多い住宅地」等の人間の生活の場で構成されている。したがって、この地域に生育する植物種は、アカマツ等の針葉樹、コナラ等の落葉広葉樹、リンゴ等の園芸種の木本植物、ヤナギタデ、ミゾソバ、セリ、メヒシバ、ヨモギ、ナズナ等の草本植物と様々である。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、モグラ類、ネズミ類等の哺乳類、キビタキ、クロツグミ、ヒヨドリ、ハシボソガラス等の鳥類、アオダイショウ、マムシ等の爬虫類、モリアオガエル、トノサマガエル等の両生類、ノコギリクワガタ、モンシロチョウ、キアゲハ等の昆虫類が考えられる。これらを餌とする生態系の上位性の種として、タヌキ、テン等の哺乳類、オオタカ、ノスリ等の猛禽類が考えられる。
- ③天竜川を含む伊那盆地にあたる地域は、天竜川中流部を主体とした河川の生態系が成立している。この地域で成立する主な植生は「ヤナギ低木群落」等の樹林環境、「ススキ群団」等の草地や不安定な河川植生、「開放水域」で構成されている。したがって、この地域に生育する植物種は、ヤナギ類等の木本植物、ススキ、ツルヨシ、ヨシ等の草本植物が多いと考えられる。これらを基

盤環境として生息する特徴的な動物種としては、キセキレイ、オオヨシキリ等の鳥類、カゲロウ類、トビケラ類等の水生昆虫、アユ、ウグイ、オイカワ等の魚類が考えられる。また、これらを餌とする生態系の上位性の種として、イタチ等の哺乳類、アオサギ、コサギ等の鳥類が考えられる。

① 赤石山地や恵那山地を含む山地帯にあたる地域

高 ↑ 栄養段階 ↓		ツキノワグマ、キツネ、 イヌワシ、クマタカ等
	ヤマセミ、カワガラス等	カモシカ、ノウサギ、ニホンリス、 オオルリ、カッコウ、 カブトムシ、ギフチョウ、 オオムラサキ等
	アマゴ、カジカ、 サワガニ、カゲロウ類、 トビケラ類等	
基盤環境	開放水面(溪流)	クリーミズナラ群落、 スギ・ヒノキ・サワラ植林、 カラマツ植林等の樹林環境
生態系区分	山地の生態系	

② 天竜川周辺から山地帯の間に位置する伊那山地、富草山地、伊那盆地の一部にあたる地域

高 ↑ 栄養段階 ↓	タヌキ、テン、オオタカ、ノスリ等			
	モグラ類、ネズミ類、キビタキ、クロツグミ、ヒヨドリ、ハシボソガラス、 アオダイショウ、マムシ、モリアオガエル、トノサマガエル、 ノコギリクワガタ、モンシロチョウ、キアゲハ等			
	アカマツ群落、 カスミザクラ・コナラ群落等 の樹林環境	落葉果樹園、水田雑草群落、 畑地雑草群落等の耕作地環境	緑の多い 住宅地	小河川
生態系区分	里山の生態系			

③ 天竜川を含む伊那盆地にあたる地域

高 ↑ 栄養段階 ↓	イタチ、アオサギ、コサギ等	
	キセキレイ、オオヨシキリ、カゲロウ類、 トビケラ類、アユ、ウグイ、オイカワ等	
	開放水面(河川)	河川植生
生態系区分	河川の生態系	

図 4-2-1-9 対象事業実施区域及びその周囲の生態系の模式図

6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観及び名勝の概要

ア. 自然景観

対象事業実施区域及びその周囲の自然景観資源の分布状況は、表 4-2-1-68 に示すとおりである。

自然景観資源としては、河川景観が最も多く、次いで山地（非火山性）景観が多い状況となっており、大鹿村、松川町、豊丘村、喬木村、高森町、飯田市、南木曾町に分布している。

図面集 [図-15 自然景観資源の分布図]

表 4-2-1-68(1) 自然景観資源の分布状況

■大鹿村

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高 (m)	最高標高 (m)
火山景観	小渋温泉（小渋湯）	噴泉（極微地形）	小渋川		1,100
山地(非火山性)景観	三伏峠—板屋岳稜線	非対称山稜（小地形）	三伏峠—板屋岳	2,480	2,800
山地(非火山性)景観	荒川岳稜線	特徴的な稜線（微地形）	荒川岳	2,580	3,060
山地(非火山性)景観	三伏峠百間ナギ	断崖・岩壁（微地形）	三伏峠	1,800	2,800
山地(非火山性)景観	豊口山	断崖・岩壁（微地形）	豊口山	1,700	2,200
山地(非火山性)景観	小日影・大日影	断崖・岩壁（微地形）	大日影	1,500	2,560
山地(非火山性)景観	板屋岳	断崖・岩壁（微地形）	板屋岳	1,800	2,640
山地(非火山性)景観	上青木白岩	断崖・岩壁（微地形）	上青木	1,400	1,600
山地(非火山性)景観	小河内岳山頂	構造土（極微地形）	小河内岳	2,740	2,800
河川景観	塩川溪谷	峡谷・溪谷（中地形）	沢井	780	1,340
河川景観	鳶ヶ巣峡	峡谷・溪谷（中地形）	上蔵	780	860
河川景観	小渋峡	峡谷・溪谷（中地形）	落合	620	680
河川景観	上蔵地域	河成段丘(中地形)	上蔵	740	920
河川景観	塩川豊口山岩壁	断崖・岩壁（微地形）	塩川	1,440	2,100
河川景観	鳶ノ巣岩壁	断崖・岩壁（微地形）	青木	780	1,680
河川景観	日向休	断崖・岩壁（微地形）	釜沢	820	1,480
河川景観	小河内沢幕岩	断崖・岩壁（微地形）	小河内沢	1,320	1,960
河川景観	ユオレ沢	断崖・岩壁（微地形）	ユオレ沢	1,100	1,780
河川景観	上沢大崩壊	断崖・岩壁（微地形）	上沢	1,560	2,800
河川景観	小渋湯石灰岩々壁	断崖・岩壁（微地形）	小渋	1,080	1,460
河川景観	荒川本谷	断崖・岩壁（微地形）	荒川岳	1,680	3,040
河川景観	小渋峡落合岩壁	断崖・岩壁（微地形）	落合	660	1,200
河川景観	小渋峡白沢岩壁	断崖・岩壁（微地形）	小渋	660	1,600
河川景観	小渋本谷高山側岩壁	断崖・岩壁（微地形）	小渋川上流	1,180	1,460
その他	大西山の36災崩壊	顕著な自然現象を記録する地形	大西山	620	1,200

■松川町

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高 (m)	最高標高 (m)
河川景観	下伊那竜西地域	河成段丘(中地形)	下伊那竜西	360	960
河川景観	下伊那竜東地域	河成段丘(中地形)	下伊那竜東	360	660
河川景観	台城	断崖・岩壁（微地形）	台城	420	460

表 4-2-1-68(2) 自然景観資源の分布状況

■豊丘村

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高 (m)	最高標高 (m)
山地(非火山性)景観	鬼面山稜線	特徴的な稜線(微地形)	鬼面山	1,840	1,889
河川景観	下伊那竜東地域	河成段丘(中地形)	下伊那竜東	360	660
河川景観	虻川溪谷	峡谷・溪谷(中地形)	虻川	460	860
河川景観	新九郎の滝	滝(極微地形)	野田平	1,270	1,300
河川景観	不動滝(堀越)	滝(極微地形)	堀越		780
河川景観	不動滝(壬生沢)	滝(極微地形)	壬生沢	474	500

■喬木村

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高 (m)	最高標高 (m)
河川景観	下伊那竜東地域	河成段丘(中地形)	下伊那竜東	360	660
河川景観	瀬戸滝	滝(極微地形)	加加須川		560

■高森町

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高 (m)	最高標高 (m)
山地(非火山性)景観	戒壇不動	岩峰・岩柱(極微地形)	山吹	1,140	1,160
河川景観	下伊那竜西地域	河成段丘(中地形)	下伊那竜西	360	960
河川景観	不動滝	滝(極微地形)	大島山	1,080	1,120

■飯田市

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高 (m)	最高標高 (m)
山地(非火山性)景観	摺古木山自然園	非火山性高原(中地形)	摺古木山	1,860	2,168
山地(非火山性)景観	権現山駐馬巖	岩峰・岩柱(極微地形)	風越山	1,360	1,400
山地(非火山性)景観	風越山岩穴	岩峰・岩柱(極微地形)	風越山	1,480	1,500
河川景観	下伊那竜西地域	河成段丘(中地形)	下伊那竜西	360	960
河川景観	下伊那竜東地域	河成段丘(中地形)	下伊那竜東	360	660
河川景観	松川入溪谷	峡谷・溪谷(中地形)	飯田松川	680	1,140
河川景観	黒川溪谷	峡谷・溪谷(中地形)	黒川	740	1,120
河川景観	大西ノ滝	滝(極微地形)	松川入	1,530	1,580
河川景観	小西ノ滝	滝(極微地形)	松川入	1,570	1,600

■南木曾町

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高 (m)	最高標高 (m)
山地(非火山性)景観	床浪高原	非火山性高原(中地形)	飯田市境山地	1,580	1,960
山地(非火山性)景観	南木曾岳	断崖・岩壁(微地形)	南木曾岳西斜面	1,300	1,470
山地(非火山性)景観	伊勢山山頂直下断崖	断崖・岩壁(微地形)		1,200	1,320
山地(非火山性)景観	伊勢山伊勢小屋沢谷頭	断崖・岩壁(微地形)		850	1,300
山地(非火山性)景観	伊勢山南斜面	断崖・岩壁(微地形)		750	1,250

注1. 表中の空欄は、資料図書にデータの記載がないものである。

資料：「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

イ. 主要な眺望点及び眺望景観の概況

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 4-2-1-69 に示すとおりである。

図面集 [図-16 主要な眺望点の分布図]

表 4-2-1-69 主要な眺望点の分布状況

関係市町村	名称	概況
大鹿村	夕立神 パノラマ公園	標高 1,620m に位置する公園であり、展望台からは南アルプス、伊那山脈、中央アルプス、天気の良い日には北アルプスまで眺望できる
	大西公園	約 130 種類、3000 本の桜が咲く 公園の眼下には小渋川の清流、南アルプスの主峰赤石岳が望める
豊丘村	林公園	展望台からは天竜川沿岸を飯田まで見渡すことができる
喬木村	夕日が丘公園	棕文学の原点、ハイジの見たアルプスの夕焼けを感じさせる恵那山に沈む夕日が美しく見える
高森町	丸山公園	広い芝生広場からは、360 度景観が楽しめ、南アルプスや天竜川の大パノラマを望むことができる
	月夜平展望台	南アルプスが美しく見える随一のビュースポット
南木曾町	南木曾岳	山頂の見晴台からは、南アルプス、中央アルプス、恵那山、御嶽山などが一望できる

資料：各市町村観光パンフレット

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲の特別緑地保全地区等の指定はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 4-2-1-70 に示すとおりである。

図面集 [図-17 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図]

表 4-2-1-70 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

関係市町村	名称	住所
大鹿村	荒川荘	大河原 2471-イ
	小渋温泉	大河原 4869-2
	生津の湯	大河原 894
豊丘村	松茸の里堀越	堀越 6449-2
喬木村	阿島大藤	阿島 5006
	小川医泉寺温泉	6327
	アスティたかぎ温泉	7585
高森町	蘭ミュージアム・高森	出原 512-73
	信州たかもり温泉	牛牧 834-5
飯田市	天竜峡・天竜川下り	松尾新井 7170
	元善光寺	座光寺 2638
	飯田城温泉	追手町 2-641-10
	野底山森林公園	上郷黒田
	猿庫の泉	上飯田
	妙琴原高原	鼎切石 5247-1
南木曾町	富貴畑高原温泉郷	吾妻富貴畑 4644-71
	南木曾温泉郷	吾妻 2278
	南木曾山麓	吾妻
	妻籠宿	吾妻 2190

資料：「全国観光動向 平成 20 年度」（平成 22 年、日本観光協会）

「温泉地の検索」（平成 23 年 6 月現在、社団法人日本温泉協会ホームページ）

4-2-2 社会的状況

1) 人口及び産業の状況

(1) 人口の推移

長野県及び対象事業実施区域を含む周辺市町村の平成12年から平成22年までの10年間の人口推移は表4-2-2-1に、年齢3区分別人口割合は表4-2-2-2に示すとおりである。

長野県では、人口はやや減少傾向にあり、対象事業実施区域を含む周辺市町村においても同様の傾向を示している。

大鹿村の人口は、平成12年から平成22年の10年間に1,522人から1,160人へと362人減少し、その減少率は約24%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は51.4%で、対象事業実施区域を含む周辺市町村の中で最も高い割合となっている。

松川町の人口は、平成12年から平成22年の10年間に14,070人から13,678人へと392人減少し、その減少率は約3%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は28.9%で、長野県全体の老年人口割合よりも高くなっている。

豊丘村の人口は、平成12年から平成22年の10年間に7,221人から6,819人へと402人減少し、その減少率は約6%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は30.4%で、長野県全体の老年人口割合よりも高くなっている。

喬木村の人口は、平成12年から平成22年の10年間に7,089人から6,693人へと396人減少し、その減少率は約6%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は31.0%で、長野県全体の老年人口割合よりも高くなっている。

高森町の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、12,528人から13,214人へと686人増加し、その増加率は約5%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は27.5%で、長野県全体の老年人口割合よりも高くなっている。

飯田市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、110,589人から105,364人へと5,225人減少し、その減少率は約5%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は28.3%で、長野県全体の老年人口割合よりも高くなっている。

阿智村の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、7,757人から7,035人へと722人減少し、その減少率は約9%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は30.7%で、長野県全体の老年人口割合よりも高くなっている。

南木曾町の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、5,687人から4,810人へと877人減少し、その減少率は約15%となっている。また、老年人口（65歳以上）割合は37.0%で、対象事業実施区域を含む周辺市町村では2番目に高い割合となっている。

表 4-2-2-1 人口の推移

(各年 10 月 1 日現在)

(単位：人)

地域	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
大鹿村	1,522	1,356	1,160
松川町	14,070	14,117	13,678
豊丘村	7,221	7,068	6,819
喬木村	7,089	6,912	6,693
高森町	12,528	12,976	13,214
飯田市	110,589	108,624	105,364
阿智村	7,757	7,548	7,035
南木曾町	5,687	5,238	4,810
長野県	2,213,128	2,196,114	2,152,736

注1. 集計期間中の市町村合併は下記のとおりであり、各年の数値は合計した数値を記載した。

- ・ 阿智村：浪合村が阿智村に編入（平成18年1月1日）
- ・ 阿智村：清内路村が阿智村に編入（平成21年3月31日）

資料：「長野県毎月人口異動調査」（平成 23 年 6 月現在、長野県企画部情報統計課ホームページ）

表 4-2-2-2 年齢 3 区分別人口割合

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

(単位：%)

地域	年少人口 0～14 歳	生産年齢人口 15～64 歳	老年人口 65 歳以上
大鹿村	8.1	40.4	51.4
松川町	14.1	57.0	28.9
豊丘村	14.5	55.2	30.4
喬木村	14.3	54.7	31.0
高森町	16.1	56.4	27.5
飯田市	14.3	57.1	28.3
阿智村	13.7	55.6	30.7
南木曾町	10.8	52.2	37.0
長野県	13.9	59.6	26.4

資料：「長野県毎月人口異動調査」（平成 23 年 6 月現在、長野県企画部情報統計課ホームページ）

(2) 産業次別就業人口構成比

全国、長野県及び対象事業実施区域を含む周辺市町村の産業次別の就業者人口とその構成比は、表4-2-2-3に示すとおりである。

長野県の産業次別就業者人口は、第1次産業の就業人口が約13.2万人、その割合が11.4%であり、全国水準（4.8%）と比べて高く、第1次産業への特化度が高い産業特性を有している。

対象事業実施区域を含む周辺市町村の産業次別人口の特徴は、いずれの地域も第3次産業の就業人口の割合が全国水準と比べて低くなっており、第1次産業、第2次産業については、大鹿村の第2次産業を除いては全国水準と比べて高くなっている。

大鹿村は、就業人口の43.2%が第3次産業に従事しており、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」、「サービス業」の占める割合が多くなっている。第2次産業の比率は25.2%であり、対象事業実施区域を含む周辺市町村の中で最も低くなっている。第1次産業の比率は31.3%であり、全国及び県全体よりも高く、対象事業実施区域を含む周辺市町村の中で最も高い割合となっている。

松川町は、就業人口の42.4%が第3次産業に従事しており、「卸売・小売業」、「医療・福祉」、「サービス業」の占める割合が多くなっている。第2次産業の比率は32.0%であり、「製造業」への従事者が多くを占めている。第1次産業の比率は25.5%であり、全国及び県全体よりも高くなっている。

豊丘村は、就業人口の41.2%が第3次産業に従事しており、対象事業実施区域を含む周辺市町村の中で最も低い割合となっている。また、「卸売・小売業」、「サービス業」、「医療・福祉」の占める割合が多くなっている。第2次産業の比率は34.3%であり、「製造業」への従事者が多くを占めている。第1次産業就業比率は24.4%であり、全国及び県全体よりも高くなっている。

喬木村は、就業人口の46.9%が第3次産業に従事しており、「卸売・小売業」、「医療・福祉」、「サービス業」の占める割合が多くなっている。第2次産業の比率は31.7%であり、「製造業」への従事者が多くを占めている。第1次産業就業比率は21.2%であり、全国及び県全体よりも高くなっている。

高森町は、就業人口の半数程度の48.1%が第3次産業に従事しており、「卸売・小売業」、「医療・福祉」、「サービス業」の占める割合が多くなっている。第2次産業就業比率は30.5%であり、「製造業」への従事者が多くを占めている。第1次産業の比率は21.2%であり、全国及び県全体よりも高くなっている。

飯田市は、就業人口の半数程度の54.3%が第3次産業に従事しており、対象事業実施区域を含む周辺市町村の中で最も高い割合となっている。また、「卸売・小売業」、「サービス業」、「医療・福祉」の占める割合が多くなっている。第2次産業就業比率は33.9%であり、「製造業」への従事者が大半を占め、次いで「建設業」への従事者が多くなっている。第1次産業の比率は11.1%であり、県全体よりも低く、対象事業実施区域を含む周辺市町村の中で最も低くなっている（阿智村）。

阿智村は、就業人口の半数程度の52.8%が第3次産業に従事しており、「飲食店・宿泊業」、「卸売・小売業」の占める割合が多くなっている。第2次産業就業比率は29.1%であり、「製造業」への従事者が多くを占めている。第1次産業の比率は18.0%であり、全国及び県全体よりも高くなっている。

南木曾町は、就業人口の半数程度の51.2%が第3次産業に従事しており、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」の占める割合が多くなっている。第2次産業の比率は37.3%であり、「製造業」への従事者が多くを占めている。第1次産業の比率は11.5%であり、全国及び県全体よりも高くなっている。

表 4-2-2-3 産業次別の就業人口と構成比

(平成17年10月1日現在、単位；人)

	全国		長野県								
			大鹿村	松川町	豊丘村	喬木村	高森町	飯田市	阿智村	南木曾町	
全就業者数	61,505,973	1,150,880	747	8,064	3,943	3,869	7,413	58,036	4,125	2,703	
第1次産業 就業者数		2,965,791	131,645	234	2,056	961	819	1,575	6,415	742	310
	(%)	4.8	11.4	31.3	25.5	24.4	21.2	21.2	11.1	18.0	11.5
	A	2,703,360	129,811	220	2,051	956	809	1,572	6,309	708	238
	B	46,618	1,543	10	5	5	8	3	74	26	66
	C	215,813	291	4	0	0	2	0	32	8	6
第2次産業 就業者数		16,065,188	354,812	188	2,579	1,354	1,225	2,262	19,682	1,200	1,008
	(%)	26.1	30.8	25.2	32.0	34.3	31.7	30.5	33.9	29.1	37.3
	D	26,921	550	12	17	5	1	3	17	1	1
	E	5,391,905	101,132	86	761	405	424	659	5,706	365	249
	F	10,646,362	253,130	90	1,801	944	800	1,600	13,959	834	758
第3次産業 就業者数		41,328,993	655,477	323	3,421	1,625	1,816	3,564	31,490	2,180	1,383
	(%)	67.2	57.0	43.2	42.4	41.2	46.9	48.1	54.3	52.8	51.2
	G	279,799	5,000	2	37	18	18	49	323	17	10
	H	1,624,480	18,025	0	46	16	23	49	515	17	10
	I	3,132,712	40,137	14	215	103	122	203	1,717	96	108
	J	11,018,413	179,649	66	972	521	559	1,028	9,068	463	278
	K	1,537,830	21,293	1	75	46	38	93	1,131	26	23
	L	859,635	7,464	0	9	7	7	17	215	3	21
	M	3,223,451	66,922	58	233	81	92	256	2,958	468	274
	N	5,353,261	96,212	48	626	256	353	644	5,436	382	194
	O	2,702,160	43,264	21	276	97	129	320	2,025	129	123
	P	679,350	19,258	30	177	95	94	145	948	121	83
	Q	8,819,754	126,586	54	593	300	306	570	5,854	344	176
R	2,098,148	31,667	29	162	85	75	190	1,300	114	83	
S	1,146,001	8,946	2	8	3	9	12	449	3	2	

注1. 表中の産業の中分類は以下のとおり。

A農業、B林業、C漁業、D鉱業、E建設業、F製造業、G電気・ガス・熱供給・水道業、H情報通信業、I運輸業、

J卸売・小売業、K金融・保険業、L不動産業、M飲食店・宿泊業、N医療・福祉、O教育・学習支援業、

P複合サービス業、Qサービス業（他に分類されないもの）、R公務（他に分類されないもの）、S分類不能の産業

注2. 阿智村は、平成18年に浪合村が編入し、平成21年に清内路村が編入したため、表中には合算の数値を記載する。

資料：「平成17年国勢調査」（平成23年6月現在、総務省統計局ホームページ）

2) 土地利用の状況

(1) 土地利用状況

長野県及び対象事業実施区域を含む周辺市町村の土地利用の状況は、表 4-2-2-4 に示すとおりである。長野県の総面積は 13,562.23km² であり、対象事業実施区域を含む周辺市町村の行政面積は、その 11.8%に相当する約 1,599km² である。また、地目別土地利用面積は、対象事業実施区域を含む周辺市町村では、いずれの地域においても、山林、その他の利用が多くを占めている。

表 4-2-2-4 地目別土地利用面積

(平成 22 年 1 月 1 日)

地域	総面積 (km ²)	田 (千 m ²)	畑 (千 m ²)	宅地 (千 m ²)	鉱泉地 (千 m ²)	池沼 (千 m ²)	山林 (千 m ²)	牧場 (千 m ²)	原野 (千 m ²)	その他 (千 m ²)
大鹿村	248.35	987	1,473	483	0	0	221,701	0	18,933	4,772
松川町	72.90	2,974	9,795	3,677	0	412	14,722	0	2,581	38,740
豊丘村	76.85	2,943	5,154	1,652	0	9	40,661	33	2,036	24,362
喬木村	66.62	2,872	3,896	1,483	0	6	16,031	0	2,865	39,467
高森町	45.26	3,704	6,654	3,235	0	2	7,321	0	534	23,810
飯田市	658.76	16,958	27,818	21,495	0	32	180,029	0	19,563	392,865
阿智村	214.47	3,970	3,738	2,057	0	9	121,109	0	1,906	81,681
南木曾町	215.96	2,266	1,185	1,397	0	128	180,989	0	18,863	11,132
計	1,599.17	36,674	59,713	35,479	0	598	782,563	33	67,281	616,829
長野県	13,562.23	657,891	715,180	508,977	12	32,956	6,324,870	23,356	882,230	4,416,759

注1. 総面積は国土地理院発表（平成21年10月1日現在）による。

資料：「ながの県勢要覧 平成 22 年版」（平成 23 年、長野県企画部情報統計課）

長野県内の国土利用計画法に基づく土地利用基本計画による都市地域等の指定状況は、表 4-2-2-5 に示すとおりである。長野県内では森林地域の占める割合が高くなっている。

表 4-2-2-5 土地利用基本計画面積（地域区分別）

(平成 22 年 11 月 4 日現在)

区分		面積 (ha)	割合 (%)
五 地 域	都市地域	351,309	25.9
	農業地域	463,510	34.2
	森林地域	1,059,920	78.2
	自然公園地域	278,549	20.5
	自然保全地域	790	0.1
	計	2,154,078	158.8
白地地域		10,447	0.8
県土面積		1,356,223	100.0

注1. 重複する地域があるため、合計面積は県土の面積と一致しない。

資料：「土地利用基本計画」（平成 23 年 6 月現在、長野県企画部ホームページ）

(2) 土地利用指定状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の各種法令等に基づく土地利用指定状況は、表 4-2-2-6 に示すとおりである。なお、指定内容は都市計画法に基づく都市計画区域と用途地域、国土利用計画法に基づく 5 地域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区である。

大鹿村の総面積は 24,835ha となっている。農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 12 箇所、砂防指定地が 23 箇所、地すべり防止区域が 2 箇所指定されている。なお、鳥獣保護区の指定はない。

松川町の総面積は 7,290ha であり、都市計画区域が 2,573ha、うち 164ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 13 箇所、砂防指定地が 11 箇所指定されている。なお、地すべり防止区域及び鳥獣保護区の指定はない。

豊丘村の総面積は 7,685ha となっている。農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 5 箇所、砂防指定地が 6 箇所指定されている。なお、地すべり防止区域及び鳥獣保護区の指定はない。

喬木村の総面積は 6,662ha となっている。農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 12 箇所、砂防指定地が 8 箇所指定されている。なお、地すべり防止区域及び鳥獣保護区の指定はない。

高森町の総面積は 4,526ha であり、都市計画区域が 2,717ha、うち 190ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 11 箇所、砂防指定地が 20 箇所指定されている。なお、地すべり防止区域及び鳥獣保護区の指定はない。

飯田市の総面積は 65,876ha であり、都市計画区域が 8,100ha、うち 1,521ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 87 箇所、砂防指定地が 53 箇所、地すべり危険区域が 3 箇所、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。

阿智村の総面積は 21,447ha となっている。農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 11 箇所、砂防指定地が 26 箇所、地すべり防止区域が 1 箇所指定されている。なお、鳥獣保護区の指定はない。

南木曾町の総面積は 21,596ha となっている。農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 15 箇所、砂防指定地が 33 箇所指定されている。なお、地すべり防止区域及び鳥獣保護区の指定はない。

表 4-2-2-6(1) 土地利用指定状況

法令等	指定区分	指定地域の概況			
		大鹿村	松川町	豊丘村	喬木村
都市計画法	都市計画区域	-	2,573.0ha	-	-
	用途地域	-	164.0ha	-	-
国土利用計画法	都市地域	0 ha	2,573 ha	0 ha	0 ha
	農業地域	4,457 ha	3,966 ha	7,685 ha	3,448 ha
	森林地域	23,923 ha	4,777 ha	6,116 ha	5,331 ha
	自然公園地域	4,664 ha	1,776 ha	107 ha	274 ha
	自然保全地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	12 箇所	13 箇所	5 箇所	12 箇所
砂防法	砂防指定地	23 箇所	11 箇所	6 箇所	8 箇所
地すべり等防止法	地すべり防止区域	2 箇所	-	-	-
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	-	-	-	-

表 4-2-2-6(2) 土地利用指定状況

法令等	指定区分	指定地域の概況			
		高森町	飯田市	阿智村	南木曾町
都市計画法	都市計画区域	2,717.0ha	8,100.0ha	-	-
	用途地域	190.0ha	1,521.0ha	-	-
国土利用計画法	都市地域	2,717 ha	8,100 ha	0 ha	0 ha
	農業地域	2,145 ha	15,255 ha	11,125 ha	6,860 ha
	森林地域	2,538 ha	55,740 ha	19,496 ha	20,425 ha
	自然公園地域	602 ha	11,846 ha	3,802 ha	1,841 ha
	自然保全地域	0 ha	0 ha	0 ha	156 ha
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	11 箇所	87 箇所	11 箇所	15 箇所
砂防法	砂防指定地	20 箇所	53 箇所	26 箇所	33 箇所
地すべり等防止法	地すべり防止区域	-	3 箇所	1 箇所	-
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	-	1 箇所	-	-

注1. 表中の「-」は、該当箇所がないことを示している。

資料：「2010年 長野県の都市計画」（平成22年、長野県建設部都市計画課）

「国土利用計画法データ」（平成23年6月現在、長野県）

「砂防指定地等データ」（平成23年6月現在、長野県建設部砂防課）

「平成22年度版 長野県鳥獣保護区等位置図」（平成22年、長野県）

(3) 用途地域の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、松川町、高森町及び飯田市のみに都市計画法に基づく用途地域が決定されている。また、飯田市のみに準都市計画区域が決定されている。それぞれの決定状況は、表 4-2-2-7 に示すとおりである。

図面集 [図-18 用途地域図]

表 4-2-2-7 都市計画用途地域別面積

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

区 分		松川町		高森町		飯田市	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
用途 地域	第 1 種低層住居専用地域	59	36.0	14	7.4	121	8.0
	第 2 種低層住居専用地域	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	第 1 種中高層住居専用地域	15	9.1	53	27.9	231	15.2
	第 2 種中高層住居専用地域	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	第 1 種住居地域	40	24.4	48	25.3	425	27.9
	第 2 種住居地域	29	17.7	12	6.3	144	9.5
	準住居地域	0	0.0	0	0.0	15	1.0
	近隣商業地域	4.3	2.6	0	0.0	128	8.4
	商業地域	0	0.0	7	3.7	65	4.3
	準工業地域	2.9	1.8	27	14.2	273	17.9
	工業地域	0	0.0	9	4.7	54	3.5
	工業専用地域	14	8.5	20	10.5	65	4.3
	計	164	100.0	190	100.0	1,521	100.0
都市計画区域		2,573	-	2,717	-	8,100	-
準都市計画区域		-	-	-	-	60	-
行政区域面積		7,290	-	4,526	-	65,876	-

資料：「2010 年 長野県の都市計画」（平成 23 年 6 月現在、長野県建設部ホームページ）

3) 地下水の利用の状況

(1) 地下水利用の現況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の地下水（井戸）の取水状況は、表 4-2-2-8 及び表 4-2-2-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、松川町及び高森町において上水道への地下水利用があり、年間取水量は松川町で 246 千 m³、高森町で 392 千 m³ となっている。簡易水道については、大鹿村、松川町、豊丘村、喬木村、高森町、飯田市、阿智村、南木曾町において地下水が利用されている。

表 4-2-2-8 地下水の利用状況（上水道：平成 21 年度）

（単位：千 m³）

地域	地下水			
	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水
松川町	0	0	246	0
高森町	0	0	392	0
飯田市	0	0	0	0

資料：「平成 21 年度 長野県の水道」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

表 4-2-2-9 地下水の利用状況（簡易水道：平成 21 年度）

（単位：千 m³）

地域	事業名	地下水			
		伏流水	浅井戸水	深井戸水	その他（湧水等）
大鹿村	大河原	0	0	35,877	25,678
	鹿塩	0	7,665	0	18,615
松川町	峠	0	0	0	0
	福沢	0	0	74,916	0
	生東	0	0	0	0
豊丘村	北部	0	0	567,874	0
	南部	0	0	198,063	0
	堀越長沢	10,512	0	0	0
喬木村	喬木	0	0	360,657	0
	南部	0	0	0	0
	大島	32,812	0	0	0
高森町	山吹	0	0	133,177	0
飯田市	米川	0	0	0	0
	法山	0	0	0	0
	上久堅	0	0	0	0
	遠山	24,042	0	94,119	161,853
	上久堅第三期線	0	0	0	0
阿智村	第 1	0	0	0	0
	第 2	0	0	0	0
	大野	0	0	0	0
	園原	10,980	0	0	0
	本谷	0	0	0	0
	浪合	4,000	0	0	0
	あららぎ別荘	0	0	0	0
	清内路	0	0	0	0
南木曾町	三留野妻籠	0	0	0	215,956
	大山蘭	87,005	0	0	0
	田立	0	0	0	0
	川向	219,000	0	0	0
	北部	160,461	0	0	0

資料：「平成 21 年度 長野県の水道」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

(2) 湧水等の分布

対象事業実施区域及びその周囲における代表的な湧水等は、表 4-2-2-10 に示すとおりである。これらの湧水のうち、「猿庫の泉」は環境省から昭和 60 年に「名水百選」として選定されている。また、対象事業実施区域及びその周囲における温泉地は、表 4-2-2-11 に示すとおりであり、9 箇所の温泉地が存在する。

図面集 [図-19 湧水等の分布図]

表 4-2-2-10 対象事業実施区域及びその周囲の湧水等

地域	名称	所在地
飯田市	猿庫の泉	飯田市上飯田字高鳥 6997-1
	今庫の泉	飯田市上飯田
	延命水	飯田市上飯田

資料：「環境省選定 名水百選（昭和60年選定）」（平成23年6月現在、環境省ホームページ）
「湧水保全ポータルサイト」（平成23年6月現在、環境省ホームページ）
「飯田市資料」

表 4-2-2-11 対象事業実施区域及びその周囲の温泉地

地域	名称
大鹿村	荒川荘
	小渋温泉
	生津の湯
喬木村	小川医泉寺温泉
	アスティたかぎ温泉
高森町	信州たかもり温泉
飯田市	飯田城温泉
南木曾町	富貴畑温泉
	南木曾温泉

資料：「温泉地の検索」（平成 23 年 6 月現在、社団法人日本温泉協会ホームページ）

4) 交通の状況

(1) 沿線地域の交通網現況

ア. 鉄 道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道網の状況は表 4-2-2-12 に示すとおりであり、東海旅客鉄道が営業している。また、各路線の駅別乗員人数は表 4-2-2-13 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲では飯田線の飯田駅が最も乗員人数が多く、次いで伊那上郷駅、鼎駅となっている。

表 4-2-2-12 鉄道網現況表

種別	線区別	主要経由駅	営業キロ (km)
東海旅客鉄道	中央線	名古屋－中津川－塩尻	174.8
	飯田線	豊橋－辰野	195.8

資料：「鉄道いろいろ」（平成 23 年 6 月現在、国土交通省ホームページ）

表 4-2-2-13 駅別乗車人員（平成 16 年度～平成 20 年度実績）

（単位：人）

種別	線区別	駅	乗車人数総数
東海旅客鉄道	中央線	南木曾	402
		下山村	52
	飯田線	鼎	567
		切石	212
		飯田	1,120
		桜町	84
		伊那上郷	806
		元善光寺	506
		下市田	60
		市田	403
		下平	91
		山吹	76

資料：「平成 20 年 長野県統計書」（平成 23 年、長野県統計協会）

イ. 道 路

対象事業実施区域及びその周囲を通る主な道路及び交通量は、表 4-2-2-14 に示すとおりである。

主要な道路としては、国道 19 号、国道 152 号、国道 153 号、国道 256 号などがあり、高速自動車国道は、中央自動車道がある。

図面集 [図-20 交通網図]

表 4-2-2-14(1) 主要な道路及び道路交通量調査結果

■大鹿村

道路種別	区間番号	路 線 名	観 測 地 点 名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
一般国道	1256	一般国道 152 号	鹿塩 354-2	1,081	424
	1257		大河原 2765	2,133	1,074
	1258		大河原下青木	452	1,074

■松川町

道路種別	区間番号	路 線 名	観 測 地 点 名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
一般国道	1288	一般国道 153 号	元大島 735-5	16,614	9,500
主要地方道	4057	伊那生田飯田線	生田福与 732-5	3,015	1,723

■豊丘村

道路種別	区間番号	路 線 名	観 測 地 点 名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
主要地方道	4058	伊那生田飯田線	河野地藏堂 415	4,141	7,006
一般県道	6411	長沢田村線	神稲	86	112

■喬木村

道路種別	区間番号	路 線 名	観 測 地 点 名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
主要地方道	4059	伊那生田飯田線	伊久間 15479	2,577	8,116
	4236	下条米川飯田線	伊久間滝之沢	6,843	1,716
一般県道	6413	大島阿島線	大島	204	85

■高森町

道路種別	区間番号	路 線 名	観 測 地 点 名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
一般国道	1284	一般国道 153 号	下市田 2117-1	18,639	19,228
	1285		吉田	16,843	19,228
	1286		山吹	15,472	14,833
主要地方道	4044	飯島飯田線	上市田 645-4	2,897	7,845
一般県道	6137	市田停車場上市田線	下市田 2786-1	5,514	6,532
	6387	山吹停車場線	山吹 4825	557	1,161

表 4-2-2-14(2) 主要な道路及び道路交通量調査結果

■飯田市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
高速道路	8	中央自動車道西宮線	松川IC～飯田IC間	28,098	27,044
一般国道	1221	一般国道151号	東中央通	8,050	6,856
	1222		東中央通り3297-1	7,553	6,856
	1223		鼎東鼎281(JAみなみ)	9,359	6,856
	1224		松尾八幡2270-2	9,920	10,139
	1276	一般国道153号	北方3853	17,354	15,929
	1277		北方1023-1	17,523	17,267
	1278		伊賀良上殿岡561-1	24,462	24,782
	1279		鼎名古屋	24,935	24,887
	1280		鼎東鼎	17,175	15,689
	1281		松尾上溝(永代橋)	14,215	17,951
	1282		上郷飯沼2164-1	21,116	20,621
	1283		座光寺共和	24,206	17,951
	1344	一般国道256号	北方	11,573	10,080
	1345		鼎切石4353-2	18,935	13,658
1346	大久保町箕瀬2534(飯田市役所)		18,184	14,388	
主要地方道	4021	飯田南木曾線	白山町7	6,739	6,543
	4022		白山町土井6455-3	6,249	6,543
	4045	飯島飯田線	大門町3815	6,924	10,849
	4046		大門町桜町2-6(桜町2丁目自治会館)	10,704	10,849
	4047		上郷黒田	17,732	-
4060	伊那生田飯田線	松尾上溝3120-1	10,661	9,535	
一般県道	6139	市場桜町線	座光寺3660-1(座光寺郵便局)	1,380	15,801
	6140		上郷飯沼3069-6	13,571	9,573
	6141	青木東鼎線	鼎上山2744	4,433	3,415
	6142		鼎上山	8,166	3,415
	6164	上飯田線	座光寺阿島橋6424-1	13,383	10,809

■南木曾町

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
一般国道	1042	一般国道19号	吾妻	16,239	14,576
	1043		三留野	15,675	14,576
	1341	一般国道256号	妻籠(吾妻妻籠:注1)218	4,723	4,895
	1342		漆畑4689	1,997	1,772
主要地方道	4020	中津川南木曾線	大妻籠(吾妻大妻籠:注1)	946	2,065

注1. 表中の観測地点名については、資料図書をそのまま記載するため、旧地名等が掲載されている場合がある。なお、現在の地名を()内に記載した。

資料:「平成17年度道路交通センサス 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 CD-ROM」
(平成19年、社団法人交通工学研究会)

5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域の学校等は表 4-2-2-15 に示すとおりである。対象事業実施区域の学校等は、豊丘村に 4 施設、喬木村に 2 施設、高森町に 3 施設、飯田市に 16 施設、南木曾町に 2 施設存在する。

また、対象事業実施区域の医療・福祉施設は表 4-2-2-16 に示すとおりである。対象事業実施区域の医療・福祉施設等は、豊丘村に 8 施設、喬木村に 3 施設、高森町に 2 施設、飯田市に 46 施設、南木曾町に 1 施設存在する。

図面集 [図-21 学校等の分布図]

図面集 [図-22 医療・福祉施設等の分布図]

表 4-2-2-15 対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
1	豊丘村	保育所	豊丘村中央保育所	大字神稲12368
2			豊丘村南保育所	大字神稲6939
3		小学校	村立豊丘南小学校	大字神稲3585
4		中学校	村立豊丘中学校	大字神稲4020
5	喬木村	保育所	喬木北保育園	3262
6		特別支援学校	飯田養護学校	1396-2
7	高森町	保育所	下市田保育園	下市田1043-1
8		小学校	町立高森南小学校	下市田2228
9		中学校	町立高森中学校	下市田2200-1
10	飯田市	保育所	飯田市立上郷北保育園	上郷黒田2109-1
11			飯田市立上郷東保育園	上郷飯沼784-1
12			飯田市立丸山保育園	今宮町2-113-2
13			風越保育園	丸山町2-6728
14			慈光保育園	宮の前4410-1
15			飯田市立上郷西保育園	上郷黒田1488
16			飯田市立座光寺保育園	座光寺2668
17			幼稚園	入舟幼稚園
18		勅使河原学園幼稚園		上郷黒田5500
19		小学校	市立座光寺小学校	座光寺1717-3
20		中学校	市立高陵中学校	上郷黒田5485
21			市立飯田東中学校	高羽町3-16
22			市立飯田西中学校	正永町1-1215
23		高等学校	県立飯田風越高等学校	上郷黒田6462
24			県立飯田工業高等学校	座光寺3349-1
25		専修学校	飯田ビジネス専門学校	高羽町5-6-12
26	南木曾町	保育所	蘭保育園	吾妻3683-1
27		高等学校	ヒューマンアカデミー高等学校 (通信制高校)	吾妻蘭3859-39

資料：「教育要覧」（平成 23 年 6 月現在、長野県教育委員会ホームページ）

「平成 23 年度社会福祉施設名簿」（平成 23 年 6 月現在、長野県健康福祉部ホームページ）

表 4-2-2-16 対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地	
1	豊丘村	診療所	小沢医院	豊丘村神稲129	
2		児童福祉関連施設	慈恵園	豊丘村神稲4461-1	
3			上村児童館	豊丘村神稲6715-15	
4		障害福祉関連施設	ゆうハウスこぶし	豊丘村神稲4016	
5			第二こぶし園	豊丘村神稲4026-1	
6			こぶし園 就労移行支援事業所	豊丘村神稲4026-1	
7			こぶし園 就労継続支援事業所	豊丘村神稲4026-1	
8		高齢者福祉施設	はやしの杜	豊丘村神稲4176	
9	障害福祉関連施設	喬木村共同作業所さくらの園	喬木村938-2		
10	喬木村	診療所	三浦医院	喬木村阿島849-10	
11		木下医院	喬木村阿島3255		
12	高森町	診療所	藤が丘内科	高森町下市田227	
13			後藤医院	高森町上市田630-1	
14	飯田市	診療所	森山医院	飯田市丸山町2-6804-3	
15			源田内科医院	飯田市宮の前4423-8	
16			(財)中部公衆医学研究所診療所	飯田市高羽町6-2-2	
17			医療法人龍川会仙永堂医院	飯田市今宮町4-68-1	
18			須田内科醫院	飯田市座光寺3440	
19			小坂クリニック	飯田市座光寺3496-1	
20			嶋倉内科胃腸科医院	飯田市上郷黒田1469-1	
21			矢野こどもクリニック	飯田市上郷飯沼1902-1	
22			フルタ眼科医院	飯田市上郷飯沼1909-19	
23			のむら内科医院	飯田市上郷飯沼1808-1	
24			安達整形外科医院	飯田市上郷飯沼1909-1	
25			クリニックやながわ	飯田市上郷黒田5807	
26			児童福祉関連施設	飯田こども未来館	飯田市丸山町2-6728
27				風越乳児院	飯田市丸山町4-7490-1
28				風越寮	飯田市丸山町4-7537-10
29				座光寺児童センター	飯田市座光寺1726-1
30		障害福祉関連施設	やまゆり荘	飯田市丸山町1-6567-4	
31			はなの木荘	飯田市丸山町3-5955	
32			風の丘丸山ホーム	飯田市丸山町4-5683-5	
33			ひまわり荘	飯田市宮の上3887-1	
34			くれよんキャンパス (スペースNow)	飯田市宮ノ上3923-1	
35			くれよんキャンパス (みなりっち)	飯田市宮ノ上3923-1	
36			くれよんキャンパス (あつ晴れ)	飯田市宮ノ上3923-1	
37			あさ寝坊	飯田市宮ノ上3923-1	
38			有明寮	飯田市高羽町2-5-1	
39			いずみの家	飯田市今宮町4-5609-2	
40			いずみの家	飯田市今宮町4-5609-2	
41			いずみの家	飯田市今宮町4-5609-2	
42			アップル工房イイダ農産事業部	飯田市座光寺1419-1	
43			ちっちゃいくれよん	飯田市座光寺4851番地8	
44		ピカソ	飯田市座光寺5806		
45		高齢者福祉施設	特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	飯田市丸山町1-8-2	
46			飯田市丸山一区老人集会所	飯田市丸山町2丁目6725-19	
47			飯田市丸山二区老人集会施設	飯田市丸山町4丁目5615-6	
48			仙永堂医院	飯田市今宮町4-68-1	
49			ふたば訪問看護ステーション	飯田市座光寺3595	
50			グループホームげんき	飯田市座光寺3601-12	
51			くれよんデイサービスセンター	飯田市座光寺5807	
52			アシストホームひかり	飯田市座光寺6653	
53			飯田市北部デイサービスセンター	飯田市上郷黒田2112-1	
54			宅老所かけはし	飯田市上郷黒田2763-1	
55			宅老所姫宮	飯田市上郷黒田2895-1	
56			飯田市上郷老人福祉センター	飯田市上郷黒田3840-16	
57			グループホーム大門	飯田市大門町22番地	
58			その他の施設	飯田市今宮福祉企業センター	飯田市今宮町4丁目5608-9
59		飯田市上郷福祉企業センター		飯田市上郷飯沼1743-1	
60		南木曾町	障害福祉関連施設	南木曾町地域活動支援センター 萬屋	南木曾町吾妻4554-1

資料：「長野県統合型GIS」(平成23年6月現在、長野県企画部ホームページ)

「平成23年度社会福祉施設名簿」(平成23年6月現在、長野県健康福祉部ホームページ)

(2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域の範囲において、高森町及び飯田市の一部は、都市計画法に基づく都市計画区域である。大鹿村、松川町、豊丘村、喬木村、阿智村及び南木曾町では、都市計画区域が含まれていない。

主な住宅建築物の分布は、豊丘村、喬木村、高森町、飯田市を含む伊那谷に集中しており、大鹿村は国道 152 号及び県道 253 号線沿いに、南木曾町は国道 256 号沿いに局所的に存在している。全般に中高層建築物に比べて、低層建築物が多く存在する。

6) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 指定等文化財

対象事業実施区域の文化財は、表 4-2-2-17 に示すとおりである。対象事業実施区域の文化財は、大鹿村に 1 件、豊丘村に 7 件、喬木村に 2 件、高森町に 6 件、飯田市に 14 件、南木曾町に 4 件存在する。また、対象事業実施区域を含む周辺市町村の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 4-2-2-18 に示すとおりである。

図面集 [図-23 指定等文化財の分布図]

表 4-2-2-17 対象事業実施区域の文化財一覧(建造物、史跡、名勝、天然記念物)

No.	地域	種別	指定別	名称	所在地	指定年月日
1	大鹿村	建造物	国指定	松下家住宅	大河原 1665	昭和 48 年 6 月 2 日
2	豊丘村	建造物	村指定	佐原観音堂	佐原	昭和 60 年 4 月 16 日
3				慈恩院山門	伴野	昭和 60 年 4 月 16 日
4		史跡	村指定	小野山古墳 (第 1 号)	神稲 7590-1	昭和 61 年 12 月 17 日
5				小野山古墳 (第 2 号)	神稲 7590-1	昭和 61 年 12 月 17 日
6		天然記念物	村指定	コブシの群生林	野田平	昭和 60 年 4 月 16 日
7				ミヤマトサミズキ	豊丘村	平成 1 年 4 月 13 日
8				ツツザキ (クダザキ) ヤマジノギク	豊丘村	昭和 57 年 12 月 15 日
9	喬木村	建造物	村指定	安養寺毘沙門堂	5006	平成 7 年 7 月 12 日
10				知久陣屋茶屋「曙月庵」	3292-1	平成 6 年 1 月 20 日
11	高森町	建造物	町指定	萩山神社社殿・荒神社社殿	下市田古瀬 988	昭和 58 年 2 月 23 日
12				下市田学校校舎	下市田 1043-1	昭和 56 年 4 月 1 日
13		史跡	町指定	秋葉塔の塚	下市田 285	平成 7 年 2 月 9 日
14				松岡城跡	下市田 4407 ほか	昭和 62 年 10 月 12 日
15		天然記念物	県指定	下市田のヒイラギ	下市田流田 1401	昭和 37 年 7 月 12 日
16				町指定	高森南小学校のソメイヨシノ	下市田 2228
17	飯田市	建造物	市指定	旧座光寺麻績学校校舎	座光寺 2535	昭和 60 年 11 月 21 日
18				耕雲寺の羅漢門	座光寺 1708	平成 3 年 9 月 21 日
19				白山社隨身門	滝ノ沢 6684	昭和 60 年 11 月 20 日
20				白山社里宮拝殿「旧護摩堂」	滝ノ沢 6684	平成 20 年 11 月 18 日
21				千体仏観音堂	丸山町 2-6728	昭和 49 年 7 月 25 日
22				上黒田五輪塔	上郷黒田 3445-1	平成 21 年 7 月 22 日
23		史跡	県指定	高岡第 1 号古墳	座光寺 3338-1	昭和 35 年 2 月 11 日
24				市指定	畦地 1 号古墳	座光寺 3296-4
25		天然記念物	市指定	南本城城跡	座光寺 2503 ほか	平成 19 年 4 月 11 日
26				阿弥陀寺のシダレザクラ	丸山町 2-6728	平成 2 年 1 月 17 日
27				丸山の早生赤梨	滝ノ沢 6994	平成 21 年 3 月 23 日
28				正永寺原の公孫樹	上飯田 1499	昭和 47 年 5 月 11 日
29				浅間塚の一本杉	上郷黒田 4233	平成 14 年 7 月 12 日
30				野底山次郎坊のチョウセンゴヨウ	上郷黒田 3843	平成 9 年 6 月 18 日
31	南木曾町	建造物	県指定	藤原住宅	吾妻大妻籠 1338	昭和 53 年 7 月 27 日
32		史跡	国指定	中山道	南木曾町	昭和 62 年 10 月 3 日
33		名勝	町指定	旧中山道男滝女滝	吾妻下り谷	昭和 49 年 7 月 12 日
34		天然記念物	町指定	一石柵のシダレザクラ	吾妻 1589	昭和 50 年 5 月 22 日

資料：「文化財情報」(平成 23 年 6 月現在、長野県教育委員会ホームページ)
 「信州の文化財」(平成 23 年 6 月現在、(財) 八十二文化財団ホームページ)
 「信州 Live on」(平成 23 年 6 月現在、信濃毎日新聞社メディア局ホームページ)

表 4-2-2-18 埋蔵文化財包蔵地

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

地域	遺跡数
大鹿村	9
松川町	181
豊丘村	98
喬木村	117
高森町	181
飯田市	1,248
阿智村	197
南木曾町	71

資料：「長野県文化財要覧」（平成 23 年、長野県教育委員会）

(2) 都市における自然環境の保全、風致地区の決定

ア. 都市における自然環境の保全

長野県内では、長野、松本、大町、軽井沢、佐久、坂城、山ノ内、信濃の 8 都市計画区域において全 24 地区の風致地区が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲では、風致地区は決定されていない。

7) その他の事項

(1) 河川、湖沼等の利用状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の水道用水の年間取水量は、表 4-2-2-19 に示すとおりである。また、事業用水の年間取水量（簡易水道）は、表 4-2-2-20 に示すとおりである。

水道用水は、松川町ではダム水、深井戸水、飯田市ではダム水、河川水、高森町では河川水、深井戸水が利用されている。また、事業用水は、対象事業実施区域を含む周辺市町村では、主に河川水が利用されている。

表 4-2-2-19 上水道水源別取水量（平成 21 年度）

（単位：千 m³）

地域	地表水			地下水			
	ダム	湖沼水	河川水 (表流水(自流))	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水
松川町	1,133	0	0	0	0	246	0
高森町	0	0	781	0	0	392	0
飯田市	7,272	0	6,058	0	0	0	0

資料：「平成 21 年度 長野県の水道」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

表 4-2-2-20 簡易水道水源別取水量（平成 21 年度）

（単位：千 m³）

地域	事業名	地表水			地下水			
		ダム	湖沼水	河川水 (自流)	伏流水	浅井戸水	深井戸水	その他 (湧水等)
大鹿村	大河原	0	0	6,394	0	0	35,877	25,678
	鹿塩	0	0	15,974	0	7,665	0	18,615
松川町	峠	0	0	7,329	0	0	0	0
	福沢	0	0	0	0	0	74,916	0
	生東	0	0	53,849	0	0	0	0
豊丘村	北部	0	0	0	0	0	567,874	0
	南部	0	0	0	0	0	198,063	0
	堀越長沢	0	0	36,033	10,512	0	0	0
喬木村	喬木	0	0	0	0	0	360,657	0
	南部	0	0	231,881	0	0	0	0
	大島	0	0	0	32,812	0	0	0
高森町	山吹	0	238,091	0	0	0	133,177	0
飯田市	米川	0	0	275,680	0	0	0	0
	法山	0	0	20,303	0	0	0	0
	上久堅	0	0	109,601	0	0	0	0
	遠山	0	0	103,502	24,042	0	94,119	161,853
	上久堅第三期線	0	0	52,925	0	0	0	0
阿智村	第 1	0	0	811,608	0	0	0	0
	第 2	0	0	144,543	0	0	0	0
	大野	0	0	7,449	0	0	0	0
	園原	0	0	0	10,980	0	0	0
	本谷	0	0	14,578	0	0	0	0
	浪合	0	0	53,888	4,000	0	0	0
	あららぎ別荘	0	0	109,500	0	0	0	0
	清内路	0	0	60,306	0	0	0	0
南木曾町	三留野妻籠	0	0	204,660	0	0	0	215,956
	大山蘭	0	0	75,093	87,005	0	0	0
	田立	0	0	179,391	0	0	0	0
	川向	0	0	0	219,000	0	0	0
	北部	0	0	0	160,461	0	0	0

資料：「平成 21 年度 長野県の水道」（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

(2) 下水道の整備の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の下水道の普及状況は、表 4-2-2-21 に示すとおりである。長野県全体の下水道の人口普及率 94.5%に対して、松川町、豊丘村、喬木村、高森町は県全体の普及率よりも高くなっているが、大鹿村、飯田市、阿智村、南木曾町は県全体の普及率よりも低くなっている。

表 4-2-2-21 下水道の普及状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

地域	総人口 (千人)	処理人口 (千人)	総人口普及率 (%)
大鹿村	1.2	0.6	47.1
松川町	14.0	13.6	97.1
豊丘村	7.0	7.0	98.9
喬木村	6.9	6.5	95.0
高森町	13.5	13.3	98.4
飯田市	105.5	99.5	94.3
阿智村	7.0	6.3	91.2
南木曾町	4.9	3.7	74.4
長野県	2,161.6	2,043.5	94.5

注1. 公共下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントを含む。

資料：「ながの県勢要覧 平成 22 年版」(平成 23 年、長野県統計協会)

(3) 廃棄物処理の状況

ア. 一般廃棄物処理の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の一般廃棄物搬入の状況は、表 4-2-2-22 に示すとおりである。全ての市町村において可燃ごみ及び資源ごみの割合が高くなっており、可燃ごみの占める割合は約 37%～約 70%、資源ごみの占める割合は約 27%～約 55%となっている。

一方、一般廃棄物処理の状況は、表 4-2-2-23 に示すとおりである。大鹿村及び豊丘村を除き各市町村とも焼却量が最も多く約 51%～約 70%を占めている。大鹿村及び豊丘村については資源化量が最も多く約 50%となっている。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理の状況は、表 4-2-2-24 に示すとおりである。各市町村とも下水道での処理が無く、し尿処理施設での処理が最も多くなっている。

表 4-2-2-22 一般廃棄物の搬入状況（平成 21 年度）

(単位：t/年)

地域	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他のごみ	粗大ごみ	総収集量
大鹿村	0 0.0%	78 40.0%	18 9.2%	97 49.7%	0 0.0%	2 1.0%	195
松川町	0 0.0%	1,570 54.7%	83 2.9%	1,172 40.9%	20 0.7%	23 0.8%	2,868
豊丘村	0 0.0%	461 46.3%	16 1.6%	507 51.0%	3 0.3%	8 0.8%	995
喬木村	0 0.0%	577 53.9%	67 6.3%	418 39.0%	3 0.3%	6 0.6%	1,071
高森町	0 0.0%	1,139 51.1%	56 2.5%	1,023 45.9%	6 0.3%	7 0.3%	2,231
飯田市	0 0.0%	12,159 54.4%	2,346 10.5%	7,856 35.1%	0 0.0%	0 0.0%	22,361
阿智村	0 0.0%	240 36.9%	45 6.9%	355 54.6%	0 0.0%	10 1.5%	650
南木曾町	0 0.0%	566 70.3%	26 3.2%	213 26.5%	0 0.0%	0 0.0%	805

注1. 表中の下段は各自治体の総収集量に対する各種ごみの搬入量の占める割合を示す。

資料：「平成 21 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 23 年 6 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-2-23 一般廃棄物の処理状況（平成 21 年度）

（単位：t/年）

地域	焼却量	埋立量	資源化量	その他	総処分量
大鹿村	80 41.0%	18 9.2%	97 49.7%	0 0.0%	195
松川町	1,570 54.7%	83 2.9%	1,192 41.6%	23 0.8%	2,868
豊丘村	494 48.4%	16 1.6%	510 50.0%	0 0.0%	1,020
喬木村	583 54.4%	67 6.3%	421 39.3%	0 0.0%	1,071
高森町	1,144 51.3%	56 2.5%	1,031 46.2%	0 0.0%	2,231
飯田市	18,190 64.1%	2,346 8.3%	7,856 27.7%	0 0.0%	28,392
阿智村	828 52.1%	45 2.8%	715 45.0%	0 0.0%	1,588
南木曾町	850 70.4%	40 3.3%	317 26.3%	0 0.0%	1,207

注1. 表中の下段は各自自治体の総処分量に対する処理量の占める割合を示す。

資料：「平成 21 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 23 年 6 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-2-24 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（平成 21 年度）

（単位：kl/年）

地域	し尿				浄化槽汚泥			
	し尿処理施設	下水道投入	その他	し尿小計	し尿処理施設	下水道投入	その他	浄化槽小計
大鹿村	554	0	127	681	19	0	0	19
松川町	2,351	0	0	2,351	1,995	0	0	1,995
豊丘村	595	0	13	608	591	0	0	591
喬木村	384	0	0	384	728	0	0	728
高森町	2,140	0	0	2,140	1,401	0	0	1,401
飯田市	14,409	0	3	14,412	4,888	0	0	4,888
阿智村	1,113	0	0	1,113	1,312	0	0	1,312
南木曾町	1,240	0	0	1,240	1,905	0	0	1,905

資料：「平成 21 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 23 年 6 月現在、環境省ホームページ）

イ. 産業廃棄物処理の状況

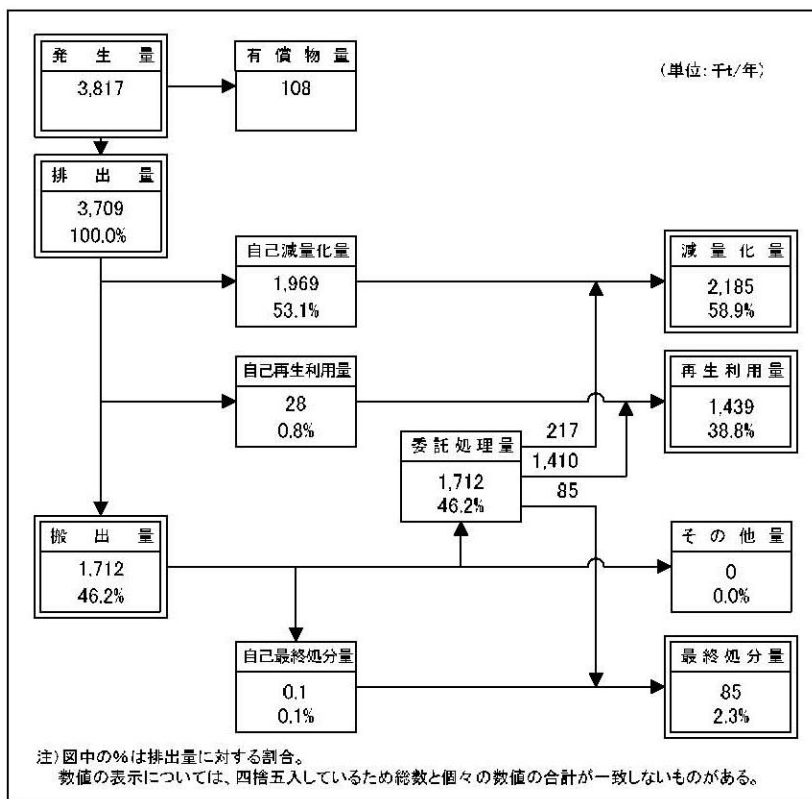
「長野県廃棄物処理計画（第三期）」（平成 23 年、長野県環境部）によると、平成 20 年度の産業廃棄物最終処分量は表 4-2-2-25 に示すとおり、85 千 t であった。平成 27 年度の目標値は国の基本方針の目標値より高い水準を目指す 70 千 t としている。

また、長野県内の産業廃棄物処理状況は、図 4-2-2-1 に示すとおりである。平成 20 年度の 1 年間に長野県で発生した産業廃棄物の発生量は 3,817 千 t で、有償物量は 108 千 t、排出量は 3,709 千 t となっている。県内で排出した産業廃棄物は、最終的には減量化量が 2,185 千 t（58.9%）、再生利用量が 1,439 千 t（38.8%）、最終処分量が 85 千 t（2.3%）となっている。

表 4-2-2-25 県内の産業廃棄物の最終処分量及び目標値

	平成 20 年度 実績値	平成 27 年度 目標値
最終処分量	85 千 t	70 千 t

資料：「長野県廃棄物処理計画（第三期）」（平成 23 年、長野県環境部）



資料：「長野県産業廃棄物実態調査（概要版）（平成 20 年度実績）」
（平成 23 年 6 月現在、長野県環境部ホームページ）

図 4-2-2-1 産業廃棄物の処理状況（平成 20 年度）

(4) 温室効果ガスの排出量

「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版」(平成 20 年、長野県)によると、県内の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、表 4-2-2-26 に示すとおりである。

表 4-2-2-26 県内の温室効果ガスの排出量

(千 t-CO₂)

平成 16 年度 実績	平成 24 年度 目標値
16,150	14,350

資料：「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版」(平成 20 年、長野県)